全国歯科医師国保組合報

99号 2026.09

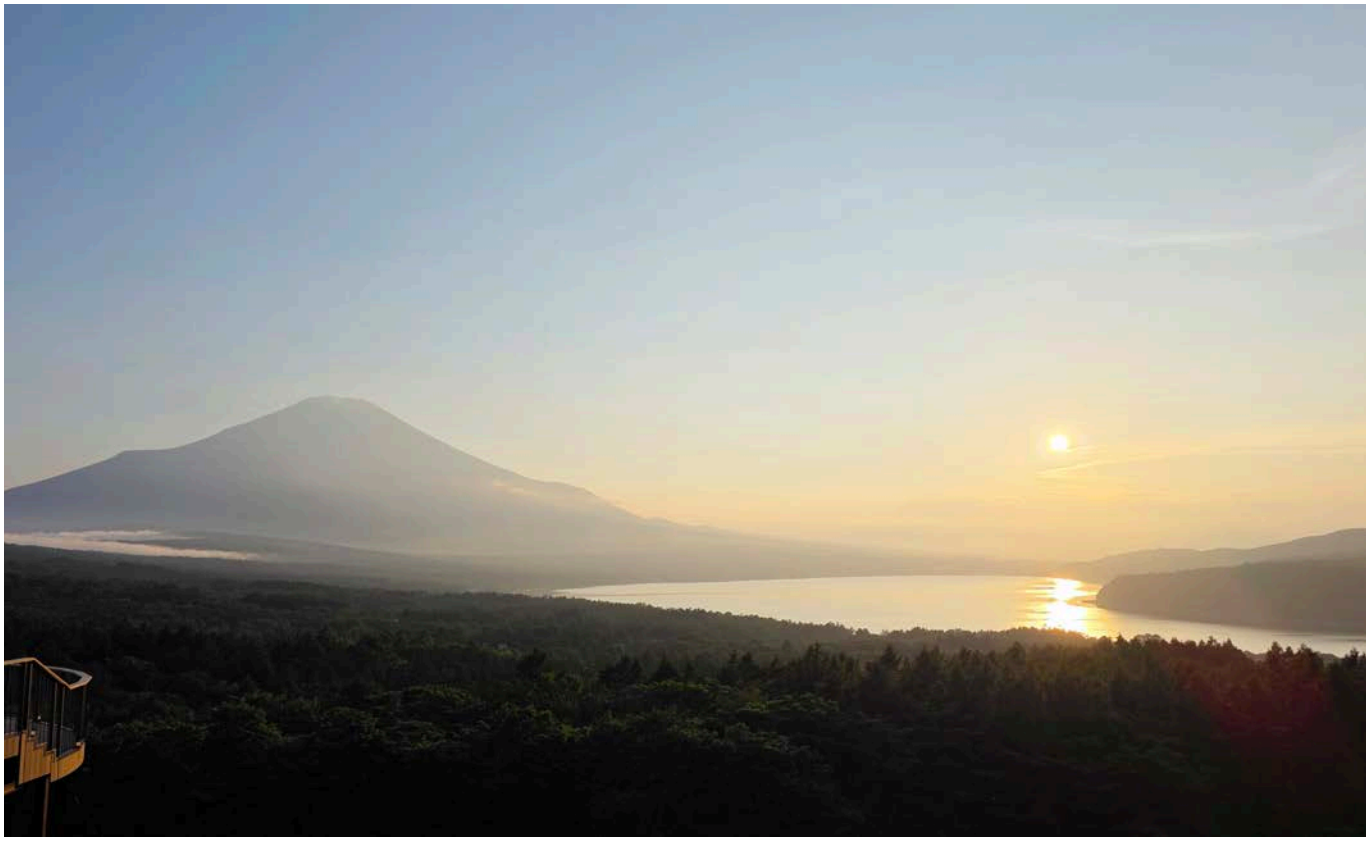





第99回　通常組合会（7月26日）

第99回通常組合会
令和7年度事業報告、歳入歳出決算を承認

令和8年7月26日（日）午後1時15分より、トラストシティカンファレンス・丸の内（丸の内トラストタワーＮ館11階Room2+3+4）にて、第99回通常組合会が開催された。
巻藤佐智子議長の挨拶の後、森秀司副理事長の開会の辞へと続き、議事録署名人には滋賀県支部の井田治彦議員が指名された。

続いて物故組合員に対する黙祷を行い、今年6月に逝去された元理事長の金山公彦先生をはじめ、1種組合員16名、後期高齢者の1種組合員19名、各組合員の家族9名に対し哀悼の意を表した。



三塚憲二理事長の挨拶の後、令和7年度事業報告が行われ、議事に入り令和7年度歳入歳出決算、令和7年度決算剰余金の処分、令和7年度和歌山県歯科医師国民健康保険組合の歳入歳出決算、令和7年度和歌山県歯科医師国民健康保険組合の決算剰余金及び積立金の処分、令和8年度歳入歳出補正予算案、組合規約の一部改正について、慎重審議の結果、原案どおり可決承認された。


森副理事長


巻藤議長


角田副議長


春日副理事長

■理事長挨拶　　三塚理事長



組合会議員の皆様におかれましては、平素より全国歯科医師国民健康保険組合の事業運営に多大なるご尽力とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今の社会情勢を俯瞰すると、第51回衆議院総選挙を経て誕生した高市政権の下、新たな国づくりに向けた力強い政策が推進されており、特に社会保障と税の一体改革をめぐる議論については、我々国保組合としてもその財源のあり方や今後の医療制度への影響を注視しつつ、国と緊密に連携を図りながら的確に対応していく必要があります。

しかしながら、我々歯科医療界を取り巻く環境は、かつてないほどの激動の只中にあり、長引く物価高騰に加え、イランをはじめとする中東情勢の緊迫化など、不安定な国際情勢は、我々の日常診療にも深刻な影響をもたらしています。とりわけ、原油価格の高騰や為替の変動、それに伴う物流網の混乱は、毎日の診療に不可欠な衛生用品や各種歯科用材料の不足や急激な価格高騰を招いています。そして現場における医療用手袋（グローブ）などの著しい価格高騰は、地域医療を支える組合員たる歯科医師の皆様の医院経営を日々圧迫する切実な問題であり、早急な対応が求められています。

さらに、歯科医師国保組合の運営基盤に目を向ければ、少子高齢化や人口減少社会の進展という構造的な課題に加え、本年、令和8年度からは少子化対策のための「子ども・子育て支援金」の拠出が開始されるなど、国の重要施策に協力しつつも、気の抜けない運営が続いており、医療費の面においても、3億円を超えるような超高額医薬品の保険収載が次々とはかられる中、高額療養費制度の見直しが進められています。政府が目指す、高齢化や治療の高度化で膨らむ医療費の総額抑制と、全世代型社会保障制度の持続可能性を確保するための施策であると理解しつつも、定期的な自己負担額の見直しが及ぼす患者への影響や、国保財政への圧迫については、現場の懸念として国にしっかりと声を届けていかなければなりません。

このように、物価・材料費高騰による医院経営への影響と、財政環境の厳しさという状況下において、我々は立ち止まるわけにはいきません。かねてより協議を重ねてきた和歌山県歯科医師国民健康保険組合との合併が本年4月1日をもって正式に成立し、当組合は「21支部体制」として新たな仲間を加え、力強いスタートを切りました。これにより組織体力を強化し、スケールメリットを活かした組織のスリム化、見える化が進展したことは、将来を見据えた上での大きな前進の一歩です。本組合会においては、この合併に伴う令和8年度歳入歳出補正予算（案）を第5号議案として、さらに旧和歌山県側の令和7年度最終決算および決算剰余金・積立金の処分についても第3号議案、第4号議案として一元的にご審議いただき、清算をはかるものであり、今後も引き続き他歯科医師国保組合の合併も視野に入れながら、組織基盤の更なる強化を進めていく所存であります。

さて、これからの組合運営に当たっては、これら決算期の運営報告とは別に、国において可決・公布された新たな法制化への対応など、中長期的な「今後の国の施策」を見据え、別段の課題として研究・検討を進めていかなければなりません。

具体的には、本年6月5日に公布された「健康保険法等の一部を改正する法律」への対応です。本改正は原則として令和9年4月1日からの施行が予定されていますが、子どもに係る均等割保険料の軽減対象が高校生相当である18歳まで大幅に拡充されるほか、出産に係る給付体系の抜本的見直しとして「分娩費」や「出産時一時金」が新設されます。その審査・支払事務を基盤機構や国保連へ委託する仕組みが導入され、さらに市販薬との代替性が極めて高い薬剤の費用を一部除外する「一部保険外療養」の創設など、今後の給付運用やシステム対応に直結する内容が並んでいます。また、同法においては国保組合に対する定率補助について、負担能力に応じた負担等を進める観点から、一定の水準に該当する国保組合に対し例外的な補助率「100分の10以上100分の13未満（具体的には12%、10%）」を適用する新たな

基準も盛り込まれました。現段階において、私達歯科医師国保組合の中でこの例外規定に該当する組合は無いと聞いているものの、保険料負担率や積立金の状況、さらには医療費適正化の取組状況等が低調とみなされれば、将来的に更なる補助率の引き下げを招く仕組みが導入されたことになり、財政運営の予見性は一層の厳しさを増すことが予想されます。

現在、国が推し進める医療保険ＤＸの潮流に即応し、かつ厳しい財政環境の中でも安定した組合運営を維持するためには、当組合自身の事務効率化が喫緊の課題です。そのため、これからの運営においては、ＷＥＢ申請システムの導入をはじめとする事務効率化推進を本格的に検討していきたいと考えています。これにより、組合員の皆様の利便性向上をはかるとともに、組織運営の更なる省力化とスリム化を同時に達成していく所存です。あわせて、今後とも国会議員の先生方をはじめとする関係各所と緊密な連携を図り、厚労省や財務省に対し、我々の置かれた実情への理解を求める建設的な提言活動をより一層強固に行っていくべきと考えます。

そして来たる令和9年3月13日（土）には、帝国ホテル東京にて第100回通常組合会、ならびに創立50周年記念式典を挙行する予定です。半世紀にわたり先人たちが幾多の困難を乗り越えて築き上げてきた歴史と伝統、相互扶助の基本的精神を常に意識下におき、創立100周年に向けての第一歩を皆様と共に力強く踏み出したいと思っております。

本日の組合会においては、厳しい局面で運営された令和7年度の当組合本体の歳入歳出決算および決算剰余金の処分を認める第1号議案、第2号議案をはじめ、これからの組合運営に関わる重要な議案についてご審議いただきます。私達歯科医師国保組合が国民皆保険制度の一翼を担い、加入者に魅力ある事業展開を続けるためにも、国保運営を取り巻く厳しい政治・国際情勢と当組合の置かれた立場をご賢察いただき、将来を見据えた忌憚のないご意見と、慎重なご審議を賜り、日頃からの厳しい環境下での皆様方のご支援とご協力に心より感謝申し上げます。

令和7年度　事業報告



小山専務理事が事業報告を行った。

Ⅰ　事業報告

1. 国庫補助率（定率分）

令和4年度の所得調査により令和7年度の国庫補助率は以下のとおりとなった。

		令和７年度	
療養給付費等補助金	一般被保険者	16.0%	
	組合特定被保険者	13.0%	
療養給付費等補助金の内、前期高齢者分	一般被保険者	16.0%	
	組合特定被保険者	2/3	13.0%
		1/3	5.5%
後期高齢者支援金分	一般被保険者	16.0%	
	組合特定被保険者	5.5%	
介護納付金分	一般被保険者	16.0%	
	組合特定被保険者	5.5%	

2. 保険料について
・令和7年度より新しい徴収基準を設定・適用した。
必要保険収入の25%を所得割分、75%を均等割分とし、均等割分の1種組合員に対する率を次のような基準とした。
1種組合員 1 ：2種組合員 1.5 ：3種組合員 1 ：1種～3種家族 0.7
・産前産後期間相当分の保険料軽減措置は、65,955,189円となった。
・一人親3種女性組合員の世帯員保険料免除は、50,045,900円となった。

3. 未就学児に係る子育て世帯に対する経済的負担の軽減措置について
令和7年11月30日時点で未就学児のいる世帯に対し、未就学児一人あたり12,000円を保険料から還付（23,688,000円）。

4. 資格確認の実施について
3年に1回行われる資格確認調査を行った。

5. 所得調査の実施について
国民健康保険組合の被保険者に係る地方税法の規定による市町村民税の課税標準額の調査を実施した。

6. 被保険者証廃止に伴う対応について
令和7年8月までに被保険者全員に『資格確認書』または『資格情報のお知らせ』を発行した。

7. 傷病手当金の支給額について
令和7年4月より2・3種組合員の支給基準を1日当り1,500円から4,000円にした。

8. 出産手当金の支給額について
令和7年4月より組合員の支給基準を1日当り1,500円から4,000円にした。

9. 和歌山県歯科医師国民健康保険組合との合併について
令和8年4月からの合併に向けて協議を行った。

10. 委員会の設置について
理事長の選任方法及び、創立50周年記念事業について検討する委員会を設置し協議を行った。
・選挙規則委員会
・創立50周年記念事業準備委員会

11. その他
会議等開催をWeb会議のほか、ハイブリッド会議等で対応した。

12. 令和7年度単年度収支
単年度差引残高は、1,839,204,096円の赤字となった。
＜内 訳＞

歳入（歳入合計－繰越金－繰入金）	19,766,233,382円
歳 出 合 計	21,605,437,478円
	▲1,839,204,096円

Ⅱ　事業の実施状況

1. 被保険者・後期高齢者組合員の状況

(1) 種別被保険者数（平均））

種　別		令和7年度	令和6年度	伸び率
組合員	1種	10,297	10,514	▲ 2.06
	2種	2,613	2,590	0.89
	3種	28,623	28,484	0.49
	計	41,533	41,588	▲ 0.13
家　族	1種	14,988	15,613	▲ 4.00
	2種	1,139	1,096	3.92
	3種	3,743	3,865	▲ 3.16
	計	19,870	20,574	▲ 3.42
合　計	1種	25,285	26,127	▲ 3.22
	2種	3,752	3,686	1.79
	3種	32,366	32,349	0.05
	計	61,403	62,162	▲ 1.22

【再掲】

前期高齢者・未就学児・介護保険第2号被保険者・組合特定被保険者（平均）

種　別		前期高齢者	未就学児	介護第2号	組合特定 ※
組合員	1種	3,674	-	6,043	1,389
	2種	201	-	1,338	1,371
	3種	741	-	13,010	19,914
	計	4,616	-	20,391	22,674
家　族	1種	2,107	1,099	4,454	2,423
	2種	20	404	116	804
	3種	372	408	594	2,629
	計	2,499	1,911	5,164	5,856
合　計	1種	5,781	1,099	10,497	3,812
	2種	221	404	1,454	2,175
	3種	1,113	408	13,604	22,543
	計	7,115	1,911	25,555	28,530

※１種組合員で組合特定被保険者とは、主に医療法人事業所従事者。

（2）後期高齢者の1種組合員数（平均）

令和7年度	令和６年度	伸び率
1,469	1,430	2.73

2. 保険料の状況

種　別		令和7年度			令和6年度			収納額の伸び率	
		調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	徴収別	賦課額別
基礎賦課額	均等割	7,427,809,000	7,424,798,700	99.96	6,213,646,900	6,210,858,300	99.96	19.55	11.32
	所得割	2,391,346,615	2,390,540,611	99.97	2,607,216,586	2,606,197,593	99.96	▲ 8.27	
後期高齢者支援金等賦課額	均等割	2,877,559,600	2,876,386,900	99.96	3,140,320,800	3,138,858,800	99.95	▲ 8.36	21.79
	所得割	946,824,552	946,506,463	99.97					
介護納付金賦課額	均等割	1,242,534,500	1,241,945,200	99.95	1,451,878,800	1,451,042,200	99.94	▲ 14.41	12.27
	所得割	387,285,610	387,175,753	99.97					
後期高齢者賦課額		87,570,000	87,490,000	99.91	85,105,000	85,035,000	99.92		2.89
合　計		15,360,929,877	15,354,843,627	99.96	13,498,168,086	13,491,991,893	99.95		13.81

(注1)滞納繰越金を含まず。

(注2)令和7年度保険料免除額　3種女性組合員の一人親の世帯に属する被保険者で義務教育終了までの者（基礎賦課額20,612,900円、後期高齢者支援金等賦課額29,433,000円、合計50,045,900円）

(注3)令和7年度保険料免除額　産前産後の保険料免除（基礎賦課額46,920,077円、介護納付金賦課額695,900円、後期高齢者支援金等賦課額18,339,212円、合計65,955,189円）

3. 国庫支出金の交付状況

項　　目	令和7年度	令和６年度	伸び率
事務費負担金	45,637,817	45,190,070	0.99
療養給付費補助金	1,774,804,773	2,857,955,218	▲ 37.90
後期高齢者支援金補助金	1,030,718,691	1,270,979,000	▲ 18.90
介護納付金補助金	313,457,983	378,706,000	▲ 17.23
出産育児一時金等補助金	156,125,000	146,625,000	6.48
高額医療費共同事業補助金	88,475,000	74,575,000	18.64
特別調整補助金	432,189,000	1,249,087,000	▲ 65.40
特定健康診査等補助金	10,675,000	6,937,000	53.88
災害臨時特例補助金	45,000	4,389,000	▲ 98.97
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	851,000	110,987,000	▲ 99.23
合　　計	3,852,979,264	6,145,430,288	▲ 37.30

(注1)記載の無い国庫支出金項目については、令和6年度及び令和7年度共に交付金無し
(注2)令和6年度療養給付費補助金に過年度分121,225,218円を含む

4. 保険給付の状況

（1）給付割合

種　別	給付割合
①組合員	7 割給付
②家族	7 割給付
③義務教育就学前まで	8 割給付
④前期高齢者 (70 ～ 74 歳) ・現役並み所得者 ・一般所得者	 7 割給付 8 割給付

（2）療養給付費の給付状況

診療月	令和7年度	令和６年度	伸び率
4 月	743,713,131	707,224,544	5.16
5 月	734,469,297	739,678,401	▲ 0.70
6 月	728,540,737	711,227,567	2.43
7 月	751,111,771	760,941,839	▲ 1.29
8 月	689,476,083	726,877,518	▲ 5.15
9 月	694,403,228	669,864,355	3.66
10 月	799,096,516	779,055,706	2.57
11 月	755,580,505	691,577,722	9.25
12 月	812,395,106	770,572,020	5.43
1 月	708,145,282	723,445,751	▲ 2.11
2 月	704,887,079	655,250,261	7.58
3 月	796,112,069	783,377,828	1.63
合計	8,917,930,804	8,719,093,512	2.28
月間平均	743,160,900	726,591,126	2.28

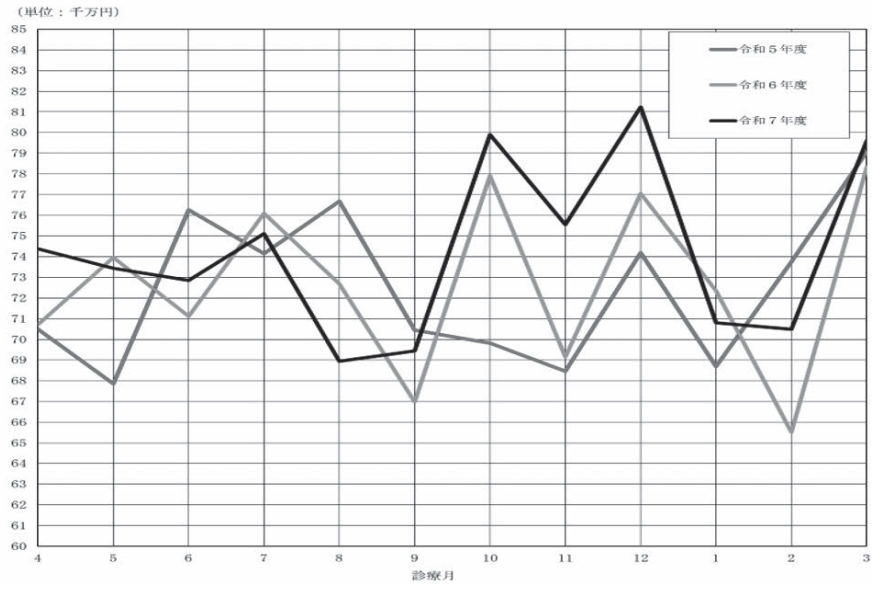

(3) 総医療費の状況

診療月	令和7年度	令和 6 年度	伸び率
4 月	1,050,406,040	1,000,970,655	4.94
5 月	1,039,720,854	1,044,182,570	▲ 0.43
6 月	1,029,264,305	1,006,932,654	2.22
7 月	1,060,713,695	1,076,163,355	▲ 1.44
8 月	976,487,597	1,029,511,430	▲ 5.15
9 月	980,738,779	949,415,379	3.30
10 月	1,125,430,279	1,103,046,499	2.03
11 月	1,066,410,165	981,059,440	8.70
12 月	1,148,858,325	1,090,850,098	5.32
1 月	1,002,853,433	1,024,410,247	▲ 2.10
2 月	996,337,179	926,006,516	7.60
3 月	1,125,672,789	1,108,266,189	1.57
合計	12,602,893,440	12,340,815,032	2.12
月間平均	1,050,241,120	1,028,401,253	2.12

(4) 歯科給付の給付状況

令和7年度		令和6年度		伸び率	
件数	給付額	件数	給付額	件数	給付額
46,554	426,720,626	45,533	419,648,884	2.24	1.69

(5) 療養費の支給状況

令和7年度		令和6年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
22,493	88,981,116	22,795	89,441,005	▲ 1.32	▲ 0.51

(6) 高額療養費の支給状況

令和7年度		令和6年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
8,818	908,962,438	8,457	891,831,943	4.27	1.92

(7) 高額医療・高額介護合算療養費の支給状況

令和7年度		令和6年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
0	0	2	4,131	—	—

(8) 高額療養費外来年間合算の支給状況

令和7年度		令和6年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
0	0	0	0	0.00	0.00

(9) 移送費の支給状況

令和7年度		令和6年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
4	507,160	0	0	−	−

(10) 出産育児一時金の支給状況

令和7年度		令和6年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
1,193	591,213,270	1,143	560,042,779	4.37	5.57

（注）出産育児一時金等の事務費を含む。

(11) 葬祭費の支給状況

令和7年度		令和6年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
76	16,600,000	81	18,100,000	▲ 6.17	▲ 8.29

(12) 傷病手当金の支給状況

令和7年度 ※1		令和6年度 ※2		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
1,665	63,036,500	1,651	52,439,150	0.85	20.21

※1　2・3種組合員の支給基準を1日当り1,500円から4,000円に変更。

※2　新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の2件 142,650円を含む。

（13）出産手当金の支給状況

令和7年度 ※3		令和6年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
1,205	283,302,000	954	121,495,500	26.31	133.18

※3　組合員の支給基準を1日当り1,500円から4,000円に変更。

5. 高額医療費共同事業の状況

項　目		令和7年度	令和６年度	伸び率
収　入	交付金	487,302,000	464,393,000	4.93
	国庫補助金	88,475,000	74,575,000	18.64
	収入合計	575,777,000	538,968,000	6.83
支　出	拠出金	457,875,000	408,304,000	12.14
	支出合計	457,875,000	408,304,000	12.14
収支差額		117,902,000	130,664,000	▲ 9.77

6. 保健事業の状況

（1）支部保健事業費の交付状況

定額交付分 【各支部一律 1,300,000 円】	被保険者割交付分 【被保険者１人当たり 1,000 円】		交付額合計
	被保険者数（人）	交付額	
26,000,000	62,134	62,134,000	88,134,000

（2）節目健診事業助成金の支給状況

令和7年度		令和６年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
3,793	97,415,820	3,742	96,551,340	1.36	0.90

（3）インフルエンザ予防接種事業助成金の支給状況

令和7年度		令和６年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
20,382	73,080,012	20,559	73,115,765	▲ 0.86	▲ 0.05

（4）新型コロナウイルスワクチン接種補助金支給状況

令和7年度		令和６年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
430	2,306,917	567	2,306,449	▲ 24.16	0.02

（5）がん検診事業助成金の支給状況

令和7年度		令和６年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
18,452	47,165,676	16,967	43,814,494	8.75	7.65

（6）歯科健診文書料及び指導料の支給状況

令和7年度		令和６年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
5,842	6,699,104	5,618	6,208,780	3.99	7.90

※健診事業はすべて手数料等を含む。

（7）特定健診・特定保健指導の実施状況

①特定健診の実施状況

令和7年度				令和6年度			
該当者	実施者	実施率	支給額	該当者	実施者	実施率	支給額
33,643	11,770	34.98	126,616,199	32,985	11,366	34.44	110,912,663

②特定保健指導の実施状況

令和7年度				令和6年度			
該当者	実施者	実施率	支給額	該当者	実施者	実施率	支給額
1,244	18	1.45	1,477,344	1,170	6	0.51	1,493,784

(8) 医療費通知の実施状況

年6回（2ヵ月間の診療分ごとに通知）実施。

(9) 後期高齢者の1種組合員保健事業の実施状況

①傷病見舞金の支給状況

令和7年度		令和6年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
296	29,900,000	269	26,736,000	10.04	11.83

②死亡見舞金の支給状況

令和7年度		令和6年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
70	21,000,000	77	23,100,000	▲ 9.09	▲ 9.09

③インフルエンザ予防接種事業助成金の支給状況

令和7年度		令和6年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
246	411,771	177	292,940	38.98	40.56

④節目健診事業助成金の支給状況

令和7年度		令和6年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
51	1,313,040	56	1,433,988	▲ 8.93	▲ 8.43

⑤新型コロナウイルスワクチン接種補助金の支給状況

令和7年度		令和6年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
46	204,991	54	154,270	▲ 14.81	32.88

⑥歯科健診文書料及び指導料の支給状況

令和7年度		令和6年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
24	24,000	19	19,000	26.32	26.32

(10) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知の実施状況（費用は、全額国庫補助対象）

年2回実施。

(11) メンタルヘルスカウンセリング利用状況（費用は、全額国庫補助対象）

電話27件　面接8件　ＷＥＢ0件　　令和7年度合計　35件

(12) 糖尿病性腎症重症化予防事業

特定健診受診者で糖尿病性腎症重症化予防プログラムに係る対象者（空腹時血糖126mg/dℓ以上又はHbA1c6.5%以上）を抽出し、糖尿病受療歴がない108名に受診勧奨を行った。

(13) 禁煙対策事業（費用は、全額国庫補助対象）

令和7年度合計　5名

7. 未就学児に係る子育て世帯に対する経済的負担の軽減措置

11月30日時点で組合に加入する未就学児に対し、一人あたり12,000円の保険料を還付した。

1種組合員		2種組合員		3種組合員		合計	
未就学児人数	還付金額	未就学児人数	還付金額	未就学児人数	還付金額	未就学児人数	還付金額
1,125	13,500,000	408	4,896,000	441	5,292,000	1,974	23,688,000

8. レセプト点検事業の実施状況（令和6年度点検分

（1）レセプト2次点検

委託料	効果額	差引額 (A)	国庫補助 (B)	(A) + (B)
6,986,400	6,012,541	▲ 973,859	6,986,000	6,012,141

※東京事務所で実施している高額レセプト点検分を含む

（2）高額レセプト点検（令和7年度点検分）

委託料　300万円　（費用は、全額国庫補助対象）

再審査申請件数46件　効果額368,840円

連合会対応中件数 0件

9. 広報活動の実施状況

（1）全国歯科医師国保組合報「組合報」を年2回発行

（2）2・3種組合員を対象とした広報誌を年2回発行

（3）ホームページ活用の実施

Ⅲ　事務処理の適正化と効率化

医療制度改革に伴い、業務量の増大や内容の複雑化が一層進んでいる。こうした中、安定した魅力ある国保組合を築くには、役職員が互いに信頼し、協力して業務を推進することが不可欠である。そのため、各種研修会等での情報収集に努めるとともに、組織内の情報伝達を円滑にすることで、より良い事業運営を目指した。

Ⅳ　事務研修会の開催

1. 支部事務所職員対象の研修会

（1）日時　令和7年4月11日(金)　14時00分～17時00分

令和7年4月12日(土)　9時00分～15時00分

（2）場所　東京ガーデンパレス

Ⅴ　健康づくり推進部会の開催及びコンプライアンス研修会の開催

1. 健康づくり推進部会

（1）日時　令和7年10月15日（水）　13時00分

（2）場所　東京事務所よりWeb講演

（3）研修内容

講演（講師：産業医　神田学氏）

『職域における健康管理～健診と事後措置～』

2. コンプライアンス研修会

（1）日時　令和7年10月15日（水）　14時15分

（2）場所　東京事務所よりWeb講演

（3）研修内容

講演（講師：弁護士　中西真也氏）

『相続と社会保険実務』

Ⅵ　諸会議の開催状況

1. 組合会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第97回通常組合会	令和　7　年　7　月　27　日　(日)	トラストシティカンファレンス・丸の内
第98回通常組合会	令和　8　年　3　月　15　日　(日)	トラストシティカンファレンス・丸の内

2. 理事会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第1回理事会	令和　7　年　6　月　25　日　(水)	TKP東京駅カンファレンスセンター(Web併用)
第2回理事会	令和　7　年　8　月　1　日　(金)	TKP東京駅カンファレンスセンター(Web併用)
第3回理事会	令和　7　年　10　月　22　日　(水)	TKP東京駅カンファレンスセンター(Web併用)
第4回理事会	令和　7　年　11　月　26　日　(水)	TKP東京駅カンファレンスセンター(Web併用)
第5回理事会	令和　8　年　2　月　25　日　(水)	TKP東京駅カンファレンスセンター(Web併用)

3. 常務会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第1回常務会	令和　7　年　6　月　11　日　(水)	TKP東京駅カンファレンスセンター(Web併用)
第2回常務会	令和　7　年　7　月　23　日　(水)	Web会議
第3回常務会	令和　7　年　10　月　8　日　(水)	TKP東京駅カンファレンスセンター(Web併用)
第4回常務会	令和　7　年　11　月　12　日　(水)	TKP東京駅カンファレンスセンター(Web併用)
第5回常務会	令和　8　年　2　月　4　日　(水)	TKP東京駅カンファレンスセンター(Web併用)
第6回常務会	令和　8　年　3　月　11　日　(水)	Web会議

4. 監事会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第1回監事会	令和　7　年　6　月　18　日　(水)	東京事務所
第2回監事会	令和　8　年　2　月　18　日　(水)	東京事務所

5. 三役会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第1回三役会	令和　7　年　6　月　4　日　(木)	東京事務所
第2回三役会	令和　7　年　8　月　1　日　(金)	TKP東京駅カンファレンスセンター
第3回三役会	令和　7　年　9　月　25　日　(水)	東京事務所
第4回三役会	令和　8　年　1　月　28　日　(水)	ぼたん本店

6. 選挙規則委員会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第1回選挙規則委員会	令和　7　年　11　月　26　日　(水)	TKP東京駅カンファレンスセンター
第2回選挙規則委員会	令和　8　年　2　月　25　日　(水)	TKP東京駅カンファレンスセンター

7. 創立50周年記念事業準備委員会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第1回創立50周年記念事業準備委員会	令和　7　年　11　月　26　日　(水)	TKP東京駅カンファレンスセンター
第2回創立50周年記念事業準備委員会	令和　8　年　2　月　25　日　(水)	TKP東京駅カンファレンスセンター

8. 議長団打合会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第1回議長団打合会	令和　7　年　7　月　17　日　(日)	トラストシティカンファレンス・丸の内

9. 職員事務研修会

会議名	開催日	開催状況及び場所
職員事務研修会	令和　7　年　4　月　11　日　(金)	東京ガーデンパレス
	～　4　月　12　日　(土)	

10. コンプライアンス・健康づくりに関する研修会

会議名	開催日	開催状況及び場所
健康づくり推進部会	令和　7　年　10　月　15　日　(水)	東京事務所よりWeb配信
コンプライアンス研修会	令和　7　年　10　月　15　日　(水)	東京事務所よりWeb配信

Ⅶ　関係団体の会議開催状況

1. 栃木県庁関係

会議名	開催日	開催状況及び場所
国保主管課長(事務局長)会議	令和 7 年 4 月 22 日 (火)	栃木県国民健康保険団体連合会

2. 栃木県国保連合会関係

会議名	開催日	開催状況及び場所
保健事業説明会	令和 8 年 5 月 15 日 (木)	Web 出席
特定健診等データ管理システム担当者説明会	令和 7 年 5 月 22 日 (木)	Web 出席
第三者行為損害賠償求償事務担当職員研修会	令和 7 年 5 月 28 日 (水)	Web 出席
保険者事務共同電算処理事業担当職員研修会	令和 7 年 5 月 29 日 (木)	Web 出席
第1回第三者求償事務運営委員会	令和 7 年 6 月 11 日 (水)	欠席
レセプト点検担当職員研修会	令和 7 年 7 月 3 日 (金)	欠席
第2回保健事業支援・評価委員会	令和 7 年 8 月 8 日 (金)	欠席
第3回保健事業支援・評価委員会	令和 7 年 8 月 25 日 (月)	欠席
第三者行為求償事務アドバイザーによる研修会	令和 7 年 11 月 12 日 (水)	Web 出席
療養費適正化研修会	令和 7 年 12 月 3 日 (水)	栃木県国民健康保険団体連合会
第4回保健事業支援・評価委員会	令和 8 年 2 月 20 日 (金)	Web 出席
第5回保健事業支援・評価委員会	令和 8 年 3 月 10 日 (火)	Web 出席

3. 全協関係

(1) 総会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第85回通常総会	令和 7 年 6 月 12 日 (木)	浦安ブライトンホテル東京ベイ
第86回通常総会	令和 8 年 3 月 24 日 (火)	アルカディア市ヶ谷

(2) 関東甲信越支部関係

会議名	開催日	開催状況及び場所
関東甲信越支部総会	令和 7 年 5 月 16 日 (金)	新潟グランデホテル
関東甲信越支部事務（局）長研修会	令和 7 年 11 月 26 日 (水)	欠席

(3) 研修会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第2期第5回システム標準化ワーキンググループ	令和 7 年 4 月 8 日 (火)	全国国民健康保険組合協会
第2期第6回システム標準化ワーキンググループ	令和 7 年 5 月 14 日 (水)	全国国民健康保険組合協会
第2期第7回システム標準化ワーキンググループ	令和 7 年 5 月 20 日 (火)	全国国民健康保険組合協会
職員研修会	令和 7 年 7 月 16 日 (水)	全国町村会館
第2期第8回システム標準化ワーキンググループ	令和 7 年 8 月 5 日 (火)	全国国民健康保険組合協会
第1回事務(局)長研修会	令和 7 年 9 月 9 日 (火)	全国町村会館
第1回理事長・役員研修会	令和 7 年 9 月 24 日 (水)	アルカディア市ヶ谷
第2期第9回システム標準化ワーキンググループ	令和 7 年 10 月 1 日 (火)	Web 出席
国民健康保険組合被保険者全国大会	令和 7 年 11 月 11 日 (水)	有楽町朝日ホール
保健事業推進担当者研修会	令和 7 年 11 月 27 日 (木)	全国町村会館
第2回事務(局)長研修会	令和 8 年 1 月 15 日 (木)	全国町村会館
第2回理事長・役員研修会	令和 8 年 2 月 6 日 (金)	アルカディア市ヶ谷

4. 全歯連関係

(1) 総会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第1回通常総会	令和 7 年 7 月 8 日 (火)	アルカディア市ヶ谷
第2回通常総会	令和 8 年 3 月 18 日 (水)	アルカディア市ヶ谷

(2) 理事会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第1回理事会	令和 7 年 5 月 27 日 (火)	アルカディア市ヶ谷
第2回理事会	令和 7 年 7 月 8 日 (火)	アルカディア市ヶ谷
第3回理事会	令和 7 年 9 月 30 日 (火)	アルカディア市ヶ谷
第4回理事会	令和 8 年 2 月 3 日 (火)	アルカディア市ヶ谷
第5回理事会	令和 8 年 3 月 18 日 (水)	アルカディア市ヶ谷

(3) 委員会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第1回選挙管理会	令和 7 年 6 月 25 日 (水)	アルカディア市ヶ谷
第2回選挙管理会	令和 7 年 9 月 30 日 (火)	アルカディア市ヶ谷
第1回調査委員会	令和 7 年 9 月 30 日 (火)	アルカディア市ヶ谷
第2回調査委員会	令和 7 年 10 月 29 日 (水)	アルカディア市ヶ谷
第3回調査委員会	令和 7 年 12 月 16 日 (火)	アルカディア市ヶ谷

5. その他

会議名	開催日	開催状況及び場所
東海信越地区歯科医師会､同国保組合､全国歯国保組合合同事務長会	令和 7 年 6 月 13 日 (金)	静岡県歯科医師会館
東海信越地区歯科医師国民健康保険組合連絡協議会	令和 7 年 10 月 18 日 (土)	名古屋マリオットアソシアホテル

監査報告


宮下常務監事


山崎監事

宮下常務監事、山崎監事より、令和8年6月17日に東京事務所にて開催された監事会において、清永公認会計士による歳入歳出決算事項別明細書、預金残高含め適正に処理されている旨の監査報告書について、別紙のとおり報告された。

監事会の監査は関係役員の立ち合いの中で、規約第49条により令和7年度の経理状況及び財産の状況を監査し、各銀行残高証明書などを照合した結果、適正に処理されているものと認め、業務執行に関しては適正に行われており、法令などに違反する重大な事実及び義務違反は認められなかったと報告があった。監査報告意見書についても、別紙のとおり報告された。

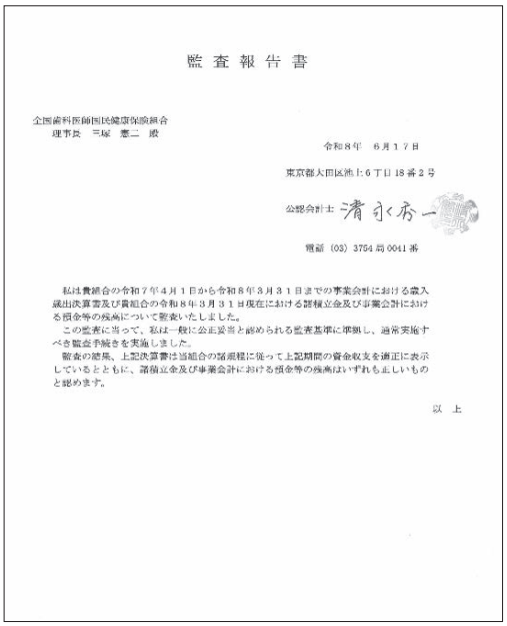

監 査 報 告 書

全国歯科医師国民健康保険組合
理事長　三塚　憲二　殿

令和８年　６月１７日

東京都大田区池上６丁目１８番２号

公認会計士　清永　亦一

電話（03）3754局0041番

私は貴組合の令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの事業会計における歳入歳出決算書及び貴組合の令和８年３月３１日現在における諸積立金及び事業会計における預金等の残高について監査いたしました。
この監査に当って、私は一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続きを実施しました。
監査の結果、上記決算書は当組合の諸規程に従って上記期間の資金収支を適正に表示しているとともに、諸積立金及び事業会計における預金等の残高はいずれも正しいものと認めます。

以　上

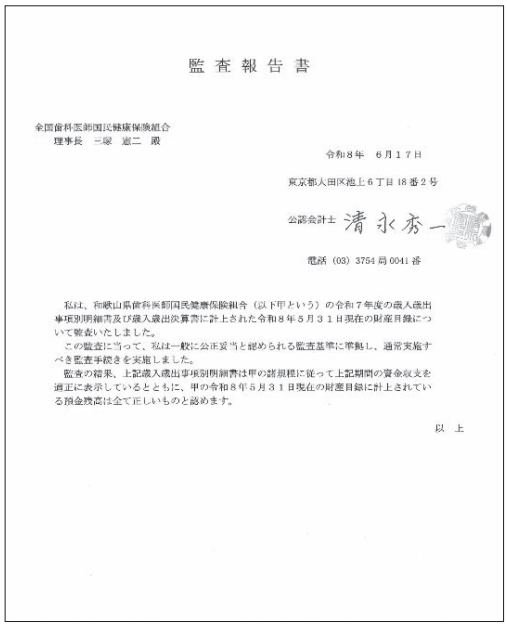

監 査 報 告 書

全国歯科医師国民健康保険組合
理事長　三塚　憲二　殿

令和８年　６月１７日

東京都大田区池上６丁目１８番２号

公認会計士　清永　亦一

電話（03）3754局0041番

私は、和歌山県歯科医師国民健康保険組合（以下甲という）の令和７年度の歳入歳出事項別明細書及び歳入歳出決算書に計上された令和８年５月３１日現在の財産目録について監査いたしました。
この監査に当って、私は一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続きを実施しました。
監査の結果、上記歳入歳出事項別明細書は甲の諸規程に従って上記期間の資金収支を適正に表示しているとともに、甲の令和８年５月３１日現在の財産目録に計上されている預金残高は全て正しいものと認めます。

以　上

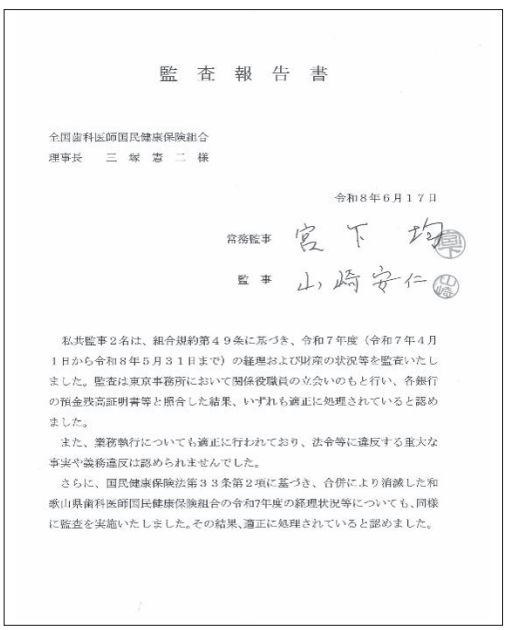

監 査 報 告 書

全国歯科医師国民健康保険組合
理事長　三　塚　憲　二　様

令和８年６月１７日

常務監事　宮　下　均
監　事　山　崎　安　仁

私共監事２名は、組合規約第４９条に基づき、令和７年度（令和７年４月１日から令和８年５月３１日まで）の経理および財産の状況等を監査いたしました。監査は東京事務所において関係役職員の立会いのもと行い、各銀行の預金残高証明書等と照合した結果、いずれも適正に処理されていると認めました。
また、業務執行についても適正に行われており、法令等に違反する重大な事実や義務違反は認められませんでした。
さらに、国民健康保険法第３３条第２項に基づき、合併により消滅した和歌山県歯科医師国民健康保険組合の令和7年度の経理状況等についても、同様に監査を実施いたしました。その結果、適正に処理されていると認めました。

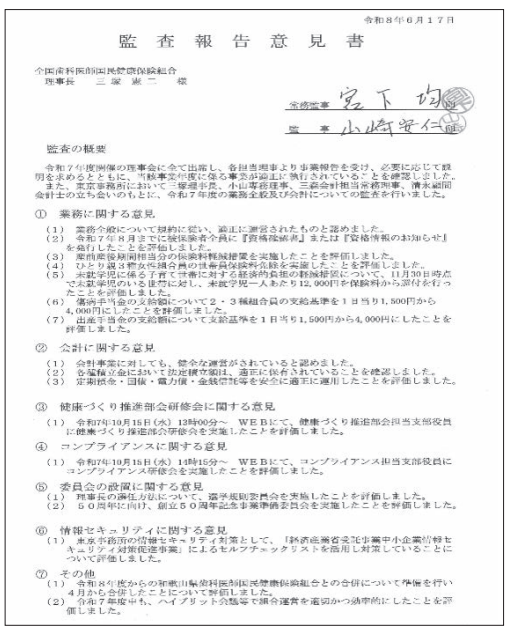

令和８年６月１７日

監 査 報 告 意 見 書

全国歯科医師国民健康保険組合
理事長　三　塚　憲　二　様

常務監事　宮下　均
監　事　山崎安仁

監査の概要
令和７年度例会の理事会に全て出席し、各担当理事より事業報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、『執事室代理に係る事務が適正に執行されていること』を確認しました。また、東京事務所において三塚理事長、小山専務理事、三森会計担当常務理事、清永公認会計士の立ち会いのもとに、令和７年度の業務全般及び会計についての監査を行いました。

① 業務に関する意見
（１） 業務全般について規約に従い、適正に運営されたものと認めました。
（２） 令和７年８月までに被保険者全員に『資格確認書』または『資格情報のお知らせ』を発行したことを評価しました。
（３） 原則産後期間相当分の保険料軽減措置を実施したことを評価しました。
（４） ひとり親３親等以内の被扶養者の任意継続保険を実施したことを評価しました。
（５） 未就学児に係る１割負担に対する経過的軽減措置について、11月30日時点で未就学児のいる世帯に対し、未就学児一人あたり12,000円を保険料から減付金を行ったことを評価しました。
（６） 傷病手当金の支給額について２・３親組合員の支給基準を１日当り1,500円から4,000円にしたことを評価しました。
（７） 出産手当金の支給額について支給基準を１日当り1,500円から4,000円にしたことを評価しました。

② 会計に関する意見
（１） 会計事業に対しても、健全な運営がされていると認めました。
（２） 金融機関会計において預金額が適正に保有されていることを確認しました。
（３） 定期積金・国債・債力債・金銭信託等を安全に適正に運用したことを評価しました。

③ 健康づくり推進部会研修会に関する意見
（１） 令和7年10月15日（水）13時00分～　WEBにて、健康づくり推進部会担当支部役員に健康づくり推進部会研修会を実施したことを評価しました。

④ コンプライアンスに関する意見
（１） 令和7年10月15日（水）14時15分～　WEBにて、コンプライアンス担当支部役員にコンプライアンス研修会を実施したことを評価しました。

⑤ 委員会の設置に関する意見
（１） 理事長の責任方針について、選考規則委員会を実施したことを評価しました。
（２） ５０周年に向け、創立５０周年記念事業準備委員会を実施したことを評価しました。

⑥ 情報セキュリティに関する意見
（１） 東京事務所の情報セキュリティ対策として、「執務室業者受託事業中小企業情報セキュリティ対策促進事業」によるセルフチェックリストを活用し対策していることについて評価しました。

⑦ その他
（１） 令和８年度からの和歌山県歯科医師国民健康保険組合との合併について準備を行い４月から合併したことについて評価しました。
（２） 令和７年度中も、ハイブリット会議等で組合運営を適切かつ効率的にしたことを評価しました。

議事



第1号議案　令和7年度歳入歳出決算の件

三森常務理事より令和7年度歳入歳出決算の説明があり、承認された。

令和7年度　全国歯科医師国民健康保険組合歳入歳出決算書

（歳入）　（単位　円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 国民健康保険料		15,882,666,000	15,368,644,989	15,360,538,220	0	8,106,769	▲ 522,127,780
	1 国民健康保険料	15,882,666,000	15,368,644,989	15,360,538,220	0	8,106,769	▲ 522,127,780
2 使用料及び手数料		1,000	25,300	25,300	0	0	24,300
	1 手数料	1,000	25,300	25,300	0	0	24,300
3 国庫支出金		3,044,124,000	3,852,979,264	3,852,979,264	0	0	808,855,264
	1 国庫負担金	29,932,000	45,637,817	45,637,817	0	0	15,705,817
	2 国庫補助金	3,014,192,000	3,807,341,447	3,807,341,447	0	0	793,149,447
4 前期高齢者交付金		2,000	0	0	0	0	▲ 2,000
	1 前期高齢者交付金	2,000	0	0	0	0	▲ 2,000
5 出産育児交付金		13,249,000	13,249,473	13,249,473	0	0	473
	1 出産育児交付金	13,249,000	13,249,473	13,249,473	0	0	473
6 共同事業交付金		325,608,000	487,302,000	487,302,000	0	0	161,694,000
	1 共同事業交付金	325,608,000	487,302,000	487,302,000	0	0	161,694,000
7 財産収入		20,381,000	26,415,033	26,415,033	0	0	6,034,033
	1 財産運用収入	20,381,000	26,415,033	26,415,033	0	0	6,034,033
8 繰入金		33,725,000	33,813,000	33,813,000	0	0	88,000
	1 特別積立金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	2 給付費等支払準備金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	3 別途積立金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	4 事務所維持・拡充積立金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	5 役員退職慰労金積立金繰入金	12,300,000	12,298,500	12,298,500	0	0	▲ 1,500
	6 職員退職手当積立金繰入金	21,420,000	21,514,500	21,514,500	0	0	94,500
	7 国保事業安定積立金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
9 繰越金		4,000,000,000	6,965,334,309	6,965,334,309	0	0	2,965,334,309
	1 繰越金	4,000,000,000	6,965,334,309	6,965,334,309	0	0	2,965,334,309
10 諸収入		8,079,000	25,724,092	25,724,092	0	0	17,645,092
	1 延滞金及び過料	1,000	467,500	467,500	0	0	466,500
	2 立替収入	1,000	685,458	685,458	0	0	684,458
	3 預金利子	8,071,000	21,425,116	21,425,116	0	0	13,354,116
	4 雑入	6,000	3,146,018	3,146,018	0	0	3,140,018
歳　入　合　計		23,327,835,000	26,773,487,460	26,765,380,691	0	8,106,769	3,437,545,691

（歳出）

（単位　円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 組合会費		21,250,000	17,429,103	0	3,820,897	3,820,897
	1 組合会費	21,250,000	17,429,103	0	3,820,897	3,820,897
2 総務費		1,096,528,923	903,941,807	0	192,587,116	192,587,116
	1 総務管理費	1,096,527,923	903,941,807	0	192,586,116	192,586,116
	2 徴収費	1,000	0	0	1,000	1,000
3 保険給付費		11,436,087,406	10,954,835,424	0	481,251,982	481,251,982
	1 療養諸費	9,471,002,136	9,091,214,056	0	379,788,080	379,788,080
	2 高額療養費	930,768,000	908,962,438	0	21,805,562	21,805,562
	3 移送費	1,000,000	507,160	0	492,840	492,840
	4 出産育児諸費	591,213,270	591,213,270	0	0	0
	5 葬祭費	18,480,000	16,600,000	0	1,880,000	1,880,000
	6 傷病手当金	86,664,000	63,036,500	0	23,627,500	23,627,500
	7 出産手当金	336,960,000	283,302,000	0	53,658,000	53,658,000
4 後期高齢者支援金等		4,474,639,608	4,474,637,763	0	1,845	1,845
	1 後期高齢者支援金等	4,474,639,608	4,474,637,763	0	1,845	1,845
5 前期高齢者納付金		1,194,651,641	1,194,643,866	0	7,775	7,775
	1 前期高齢者納付金	1,194,651,641	1,194,643,866	0	7,775	7,775
6 介護納付金		1,920,927,000	1,920,926,450	0	550	550
	1 介護納付金	1,920,927,000	1,920,926,450	0	550	550
7 流行初期医療確保拠出金等		2,000	0	0	2,000	2,000
	1 流行初期医療確保拠出金等	2,000	0	0	2,000	2,000
8 共同事業拠出金		465,470,000	457,875,000	0	7,595,000	7,595,000
	1 共同事業拠出金	465,468,000	457,875,000	0	7,593,000	7,593,000
	2 共同事業負担金	2,000	0	0	2,000	2,000
9 保健事業費		682,661,543	524,541,065	0	158,120,478	158,120,478
	1 特定健康診査等事業費	128,093,543	128,093,543	0	0	0
	2 保健事業費	554,568,000	396,447,522	0	158,120,478	158,120,478
10 積立金		216,823,000	216,819,000	0	4,000	4,000
	1 積立金	216,823,000	216,819,000	0	4,000	4,000
11 諸支出金		941,300,000	939,788,000	0	1,512,000	1,512,000
	1 償還金及び還付加算金	941,300,000	939,788,000	0	1,512,000	1,512,000
12 予備費		877,493,879	0	0	877,493,879	877,493,879
	1 予備費	877,493,879	0	0	877,493,879	877,493,879
歳　出　合　計		23,327,835,000	21,605,437,478	0	1,722,397,522	1,722,397,522

令和７年度決算収支	
歳入合計	26,765,380,691
歳出合計	21,605,437,478
差引合計	5,159,943,213

令和７年度単年度決算収支	
歳入合計（歳入合計－繰越金－繰入金）	19,766,233,382
歳出合計	21,605,437,478
	▲ 1,839,204,096

歳入歳出決算　歳入の合計が、267億6538万691円
歳出の合計が、216億543万7478円

7年度は、保険料賦課基準の見直しを行い、保険料収入は18.6億円増加しましたが
①国からの補助金が令和6年度との比較で23億円も激減したこと
②それに加え令和6年度に交付された補助金から、7年度に9億円も返還したこと
から厳しい決算結果となりました。

令和7年度の予算編成時の振り返り

組合の繰越金が18億円も減少したことについては、運営面で大きな不安があると思います。
令和7年度は、初めての「新たな保険料の算定基準」に基づき、所得割・均等割の保険料を設定しました。

その際の検討事項として、
① 毎年度の繰越金が積み上がり50億円を超えているなか、組合に多額の財産があると補助金削減の対象となる可能性があるため、毎年の連続した赤字は避けつつ、繰越金を増やし過ぎないこと。
② 被保険者の保険料の引き上げ幅を可能な限り抑えたい。

このような考えから、当初の基礎賦課額の試算から10億円を減額して予算を編成しました。

しかし令和7年度は、国からの補助金が大幅に減額され、更に6年度の交付分のうち9億円も返還した結果、当初の見込みを大きく上回るマイナス決算となっています。今回の結果を踏まえると、下記の見立てが甘かった点もあったと考えます。

【1】令和6年度は、16％組合への移行に伴う激変緩和措置として、特別調整補助金の中で減額分の50％である9億円の補助を受けており、7年度予算編成においては、25％の3億円を見込んでいましたが、結果的に交付されませんでした。昨今の国の施策の中での補助金の削減に対する見込みが甘かったと考えます。

【2】6年度には16％組合になったにも関わらず、療養給付費等補助金として想定を上回る45億円（参考1）が交付されていたことから、7年度においても財政運営に一定の安心感を持っていました。しかし7年度は31億円の補助金と減額し、更に6年度に過大に補助された補助金の償還金として9億円も返還することとなりました。

参考1 ： 療養給付費等補助金
令和4年（30％）61億円　　令和5年（30％）62億円
令和6年（16％）45億円　　令和7年度31億円（前年度比マイナス14億）

【3】保険料収入が予算より約5億2000万円下回りました。
（所得割：2億7000万円　　均等割：2億5000万円）

今後の財政運営について

1、今後の留意点
①組合員の高齢化に伴う医療費の増加や、後期高齢者支援金等の増加、新たな「こども子育て支援金」の負担などあり、保険料の負担は今後も増加傾向を示します。
②また、賃上げなどの影響などにより被保険者の平均所得のアップが予測され、いずれは13％組合になることが予想されます。その際は、組合特定被保険者の支援金等の補助率は0％になり、また調整補助金の交付もなくなり、国庫支出金はさらに減少することが予測されます。

2、今後の財政運営について
更に厳しい財政運営を強いられますが、令和7年度より「新たな保険料の算定基準」を設けて、年度毎の必要な保険料収入に対して、事業主の所得割を25％（上限1億）、均等割り75％として、保険料を設定することとなっています。
その予算編成の際に　プライマリバランスを考えながら、必要以上の繰越金も生じないように、大幅な単年度赤字も生じないように、また組合員の急激な負担増とならないような予算編成をしていきたいと考えます。

組合員の皆様におかれましては、特定健診やがん検診などを積極的に受診していただき、ご自身の健康状態を確認するとともに、日頃から健康の維持・増進に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

財産報告

財産状況報告　令和７年度末

1. 積立金

科目	金額（円）
①　特別積立金	2,193,090,000
②　給付費等支払準備金積立金	1,064,772,000
③　別途積立金	125,000,000
④　事務所維持・拡充積立金	306,325,000
⑤　役員退職慰労金積立金	2,848,664
⑥　職員退職手当積立金	263,547,781
⑦　国保事業安定積立金	1,700,000,000
合　　計	5,655,583,445

2. 固定資産

科目	金額（円）
土地建物（東京事務所）	380,000,000

3. 什器備品

（1）東京事務所

品目	数量
ウォシュレット	3
基幹システム用端末機	16
基幹システムルータ機器（データセンタ設置）	1
レーザープリンタ	4
カードプリンタ	2
パソコン	18
タブレット型情報端末	39
統合専用端末	1
Web 会議用カメラ	3
Web 会議用テレビ	2
Web 会議用音響機器	1

（2）支部事務所

品目	数量
レーザープリンタ	20
基幹システム端末機	29
ファクシミリ	1
カードプリンタ	20

第2号議案　令和7年度決算剰余金の処分の件

三森常務理事より令和7年度決算剰余金の処分の説明があり、承認された。

令和7年度歳入歳出決算額

歳入合計額	26,765,380,691円
歳出合計額	21,605,437,478円
決算剰余金	5,159,943,213円

上記剰余金を下記のとおり処分する。

令和8年度繰越金に繰り入れる額　5,159,943,213円

第3号議案　和歌山県歯科医師国民健康保険組合の歳入歳出決算の件



西島典幸理事より令和7年度和歌山県歯科医師国民健康保険組合の歳入歳出決算の説明があり、承認された。

令和7年度　和歌山県歯科医師国民健康保険組合歳入歳出決算書

（歳入）　（単位　円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 国民健康保険料		422,181,000	422,446,600	422,446,600	0	0	265,600
	1 国民健康保険料	422,181,000	422,446,600	422,446,600	0	0	265,600
2 国庫支出金		58,343,000	67,752,115	67,752,115	0	0	9,409,115
	1 国庫負担金	1,500,000	2,256,244	2,256,244	0	0	756,244
	2 国庫補助金	56,843,000	65,495,871	65,495,871	0	0	8,652,871
3 前期高齢者交付金		17,450,000	17,368,107	17,368,107	0	0	▲ 81,893
	1 前期高齢者交付金	17,450,000	17,368,107	17,368,107	0	0	▲ 81,893
4 出産育児交付金		150,000	139,985	139,985	0	0	▲ 10,015
	1 出産育児交付金	150,000	139,985	139,985	0	0	▲ 10,015
5 県支出金		2,000	0	0	0	0	▲ 2,000
	1 県補助金	2,000	0	0	0	0	▲ 2,000
6 共同事業交付金		19,000,000	31,770,000	31,770,000	0	0	12,770,000
	1 共同事業交付金	19,000,000	31,770,000	31,770,000	0	0	12,770,000
7 財産収入		14,000	52,500	52,500	0	0	38,500
	1 財産運用収入	14,000	52,500	52,500	0	0	38,500
8 寄付金		1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	1 寄付金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
9 繰入金		3,455,000	3,450,000	3,450,000	0	0	▲ 5,000
	1 積立金繰入金	3,455,000	3,450,000	3,450,000	0	0	▲ 5,000
10 繰越金		181,950,000	181,940,014	181,940,014	0	0	▲ 9,986
	1 繰越金	181,950,000	181,940,014	181,940,014	0	0	▲ 9,986
11 諸収入		17,805,000	17,817,168	17,817,168	0	0	12,168
	1 加算金・延滞金・過怠金	3,000	0	0	0	0	▲ 3,000
	2 預金利子	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	3 雑入	17,801,000	17,817,168	17,817,168	0	0	16,168
歳　入　合　計		720,351,000	742,736,489	742,736,489	0	0	22,385,489

（歳出）　（単位　円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 組合会費		7,811,000	6,366,067	0	1,444,933	1,444,933
	1 組合会費	1,410,000	949,797	0	460,203	460,203
	2 理事会費	6,401,000	5,416,270	0	984,730	984,730
2 総務費		32,871,000	29,327,459	0	3,543,541	3,543,541
	1 総務管理費	32,771,000	29,235,545	0	3,535,455	3,535,455
	2 徴収費	100,000	91,914	0	8,086	8,086
3 保険給付費		318,085,000	303,720,223	0	14,364,777	14,364,777
	1 療養諸費	278,200,000	269,313,344	0	8,886,656	8,886,656
	2 高額療養費	24,100,000	21,000,049	0	3,099,951	3,099,951
	3 移送費	100,000	0	0	100,000	100,000
	4 出産育児諸費	13,485,000	12,492,830	0	992,170	992,170
	5 葬祭費	1,000,000	400,000	0	600,000	600,000
	6 傷病手当金	1,200,000	514,000	0	686,000	686,000
4 後期高齢者支援金等		124,960,000	124,557,074	0	402,926	402,926
	1 後期高齢者支援金等	124,960,000	124,557,074	0	402,926	402,926
5 前期高齢者納付金		11,000	5,446	0	5,554	5,554
	1 前期高齢者納付金	11,000	5,446	0	5,554	5,554
6 介護納付金		53,500,000	53,400,776	0	99,224	99,224
	1 介護納付金	53,500,000	53,400,776	0	99,224	99,224
7 流行初期医療確保拠出金等		2,000	0	0	2,000	2,000
	1 流行初期医療確保拠出金等	2,000	0	0	2,000	2,000
8 共同事業拠出金		25,638,000	24,929,568	0	708,432	708,432
	1 共同事業拠出金	25,343,000	24,827,000	0	516,000	516,000
	2 共同事業負担金	295,000	102,568	0	192,432	192,432
9 保健事業費		12,137,000	8,809,916	0	3,327,084	3,327,084
	1 特定健康診査等事業費	6,193,000	4,843,497	0	1,349,503	1,349,503
	2 保健事業費	5,944,000	3,966,419	0	1,977,581	1,977,581
10 積立金		19,000	0	0	19,000	19,000
	1 積立金	5,000	0	0	5,000	5,000
	2 利子及び配当金	14,000	0	0	14,000	14,000
11 諸支出金		5,962,000	5,922,060	0	39,940	39,940
	1 償還金及び還付加算金	5,962,000	5,922,060	0	39,940	39,940
12 予備費		139,355,000	0	0	139,355,000	139,355,000
	1 予備費	139,355,000	0	0	139,355,000	139,355,000
歳　出　合　計		720,351,000	557,038,589	0	163,312,411	163,312,411

令和７年度決算収支

歳入合計	742,736,489
歳出合計	557,038,589
差引合計	185,697,900

令和７年度単年度決算収支

歳入合計（歳入合計－繰越金－繰入金）	557,346,475
歳出合計	557,038,589
	307,886

第4号議案　令和7年度和歌山県歯科医師国民健康保険組合決算剰余金及び積立金の処分の件

三森常務理事より令和7年度和歌山県歯科医師国民健康保険組合の決算剰余金及び積立金の説明があり、承認された。

令和7年度歳入歳出決算額

歳入合計額	742,736,489円
歳出合計額	557,038,589円
決算剰余金	185,697,900円

積立金（令和8年5月31日現在）

特別積立金	83,250,000円
給付費等支払準備金	46,400,000円
財政調整積立金	305,814,339円
職員退職積立金	5,412,775円
役員等退職積立金	682,169円
積立金合計	441,559,283円

上記剰余金及び積立金を下記のとおり処分する。

全国歯科医師国民健康保険組合

令和8年度繰入金へ繰り入れる　627,257,183円

第5号議案　令和8年度歳入歳出補正予算の件

三森常務理事より、和歌山県歯科医師国民健康保険組合との合併に伴う、令和8年度歳入歳出補正予算（案）について説明があり、承認された。

令和8年度　歳入歳出予算補正事項別明細書

（歳入）　（単位　千円）

款	項	目	当初予算額	補正予算額	計	節 区分	金額
8. 繰入金	8. その他繰入金	1. その他繰入金	1	627,258	627,259		
						1. その他繰入金	627,259
令和８年度歳入合計			25,573,061	627,258	26,200,319		

○第8款　令和7年度末和歌山県歯科医師国民健康保険組合の決算剰余金及び積立金を繰入れする為の補正。

（歳出）　（単位　千円）

款	項	目	当初予算額	補正予算額	計	節 区分	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	2. 一般管理費	826,282	473,862	1,300,144		
						19. 負担金補助交付金	623,062
11. 積立金	1. 積立金	1. 特別積立金	184,000	54,510	238,510		
						25. 積立金	238,510
		2. 給付費等支払準備金	1	22,197	22,198		
						25. 積立金	22,198
		4. 事務所維持・拡充積立金	10,000	8,655	18,655		
						25. 積立金	18,655
		7. 国保事業安定積立金	1	48,034	48,035		
						25. 積立金	48,035
13. 予備費	1. 予備費	1. 予備費	2,338,348	20,000	2,358,348		
						予備費	2,358,348
令和８年度歳出合計			25,573,061	627,258	26,200,319		

○第2款　和歌山県歯科医師国民健康保険組合の決算剰余金及び積立金の清算後、特別支部運営費を交付する為の補正。

○第11款　和歌山県歯科医師国民健康保険組合の法定積立金必要額を算出し補正。
任意積立金は、全国歯の被保険者数割による一人当たり額を基に算出した補正。

全国歯科医師国民健康保険組合
令和8年度　歳入歳出予算書総括表　(補正後)

歳入　（単位：千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 国民健康保険料	17,446,527	15,882,666	1,563,861
2. 使用料及び手数料	1	1	0
3. 国庫支出金	2,707,027	3,044,124	▲ 337,097
4. 前期高齢者交付金	2	2	0
5. 出産育児交付金	24,241	13,249	10,992
6. 共同事業交付金	428,625	325,608	103,017
7. 財産収入	33,653	20,381	13,272
8. 繰入金	638,025	33,725	604,300
9. 繰越金	4,900,000	4,000,000	900,000
10. 諸収入	22,218	8,079	14,139
歳入合計	26,200,319	23,327,835	2,872,484

歳出　（単位：千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 組合会費	20,183	21,250	▲ 1,067
2. 総務費	1,452,128	1,070,017	382,111
3. 保険給付費	11,967,555	11,396,988	570,567
4. 後期高齢者支援金等	4,851,034	4,470,830	380,204
5. 前期高齢者納付金等	1,012,708	1,188,578	▲ 175,870
6. 介護納付金	2,095,239	1,920,927	174,312
7. 流行初期医療確保拠出金等	2	2	0
8. 子ども・子育て支援納付金	423,095		423,095
9. 共同事業拠出金	612,361	465,470	146,891
10. 保健事業費	731,785	656,368	75,417
11. 積立金	350,240	216,823	133,417
12. 諸支出金	325,641	25,201	300,440
13. 予備費	2,358,348	1,895,381	462,967
歳出合計	26,200,319	23,327,835	2,872,484

全国歯科医師国民健康保険組合
令和8年度　歳入歳出予算書　(補正後)

歳入　（単位：千円）

款	項	予算額
1. 国民健康保険料		17,446,527
	1. 国民健康保険料	17,446,527
2. 使用料及び手数料		1
	1. 督促手数料	1
3. 国庫支出金		2,707,027
	1. 国庫負担金	29,249
	2. 国庫補助金	2,677,778
4. 前期高齢者交付金		2
	1. 前期高齢者交付金	2
5. 出産育児交付金		24,241
	1. 出産育児交付金	24,241
6. 共同事業交付金		428,625
	1. 共同事業交付金	428,625
7. 財産収入		33,653
	1. 財産運用収入	33,653
8. 繰入金		638,025
	1. 特別積立金繰入金	1
	2. 給付費等支払準備金繰入金	1
	3. 別途積立金繰入金	1
	4. 事務所維持・拡充積立金繰入金	1
	5. 役員退職慰労金積立金繰入金	1
	6. 職員退職手当積立金繰入金	10,760
	7. 国保事業安定積立金繰入金	1
	8. その他繰入金	627,259
9. 繰越金		4,900,000
	1. 繰越金	4,900,000
10. 諸収入		22,218
	1. 延滞金及び過料	1
	2. 立替収入	1
	3. 預金利子	22,210
	4. 雑入	6
歳入合計		26,200,319

歳出　（単位：千円）

款	項	予算額
1. 組合会費		20,183
	1. 組合会費	20,183
2. 総務費		1,452,128
	1. 総務管理費	1,452,127
	2. 徴収費	1
3. 保険給付費		11,967,555
	1. 療養諸費	9,596,359
	2. 高額療養費	970,311
	3. 移送費	1,000
	4. 出産育児諸費	797,835
	5. 葬祭費	19,550
	6. 傷病手当金	84,980
	7. 出産手当金	497,520
4. 後期高齢者支援金等		4,851,034
	1. 後期高齢者支援金等	4,851,034
5. 前期高齢者納付金等		1,012,708
	1. 前期高齢者納付金等	1,012,708
6. 介護納付金		2,095,239
	1. 介護納付金	2,095,239
7. 流行初期医療確保拠出金等		2
	1. 流行初期医療確保拠出金等	2
8. 子ども・子育て支援納付金		423,095
	1. 子ども・子育て支援納付金	423,095
9. 共同事業拠出金		612,361
	1. 共同事業拠出金	612,359
	2. 共同事業負担金	2
10. 保健事業費		731,785
	1. 特定健康診査等事業費	150,900
	2. 保健事業費	580,885
11. 積立金		350,240
	1. 積立金	350,240
12. 諸支出金		325,641
	1. 償還金及び還付加算金	325,641
13. 予備費		2,358,348
	1. 予備費	2,358,348
歳出合計		26,200,319

第6号議案　組合規約の一部改正の件

小山専務理事より地区拡張について説明があり、一部改正することが承認された。

（下線部分が改正部分）

改　正（案）		現　行	
別　表　2（規約第４条関係）		別　表　2（規約第４条関係）	
北海道	虻田郡倶知安町	北海道	虻田郡倶知安町
宮城県	気仙沼市、登米市、栗原市、仙台市	宮城県	気仙沼市、登米市、栗原市、仙台市
秋田県	大館市、湯沢市、横手市、仙北市、鹿角市、小坂町、藤里町	秋田県	大館市、湯沢市、横手市、仙北市、鹿角市、小坂町、藤里町
山形県	鶴岡市、小国町	山形県	鶴岡市、小国町
福島県	郡山市、西郷村、白河市、泉崎村	福島県	郡山市、西郷村、白河市、泉崎村
茨城県	古河市、石岡市、結城市、常陸大宮市、筑西市、桜川市、境町、大子町、城里町、笠間市、八千代町、ひたちなか市、下妻市	茨城県	古河市、石岡市、結城市、常陸大宮市、筑西市、桜川市、境町、大子町、城里町、笠間市、八千代町、ひたちなか市
群馬県	桐生市、太田市、館林市、板倉町、千代田町、大泉町、邑楽町、みどり市、高崎市、伊勢崎市、	群馬県	桐生市、太田市、館林市、板倉町、千代田町、大泉町、邑楽町、みどり市、高崎市、伊勢崎市
埼玉県	さいたま市、幸手市、川口市、久喜市、蓮田市、加須市、松伏町、春日部市、熊谷市、川越市、越谷市、白岡市	埼玉県	さいたま市、幸手市、川口市、久喜市、蓮田市、加須市、松伏町、春日部市、熊谷市、川越市、越谷市、白岡市
東京都	八王子市、瑞穂町、世田谷区、板橋区、文京区、港区、千代田区、杉並区、足立区、台東区、豊島区、北区、品川区、新宿区、練馬区、渋谷区、大田区、町田市、江東区、中央区	東京都	八王子市、瑞穂町、世田谷区、板橋区、文京区、港区、千代田区、杉並区、足立区、台東区、豊島区、北区、品川区、新宿区、練馬区、渋谷区、大田区、町田市、江東区
神奈川県	相模原市、横浜市、川崎市	神奈川県	相模原市、横浜市
静岡県	御殿場市、富士宮市、富士市、小山町	静岡県	御殿場市、富士宮市、富士市、小山町
愛知県	名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、扶桑町、津島市、大府市、長久手市、愛西市、豊山町、清須市、北名古屋市、大口町、豊田市、刈谷市、岡崎市、あま市、尾張旭市、蟹江町、東海市	愛知県	名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、扶桑町、津島市、大府市、長久手市、愛西市、豊山町、清須市、北名古屋市、大口町、豊田市、刈谷市、岡崎市、あま市、尾張旭市、蟹江町、東海市
三重県	区域内の市町	三重県	区域内の市町
大阪府	区域内の市町村	大阪府	区域内の市町村
兵庫県	神戸市、宝塚市、豊岡市、丹波市、丹波篠山市、尼崎市、伊丹市、芦屋市、西宮市、たつの市、姫路市、宍粟市、三田市、佐用町、上郡町、太子町、新温泉町、南あわじ市、川西市、猪名川町、明石市	兵庫県	神戸市、宝塚市、豊岡市、丹波市、丹波篠山市、尼崎市、伊丹市、芦屋市、西宮市、たつの市、姫路市、宍粟市、三田市、佐用町、上郡町、太子町、新温泉町、南あわじ市、川西市、猪名川町、明石市
奈良県	区域内の市町村	奈良県	区域内の市町村
広島県	広島市、福山市、府中市、尾道市、三原市、東広島市、庄原市、神石高原町、大竹市、廿日市市、三次市、北広島町、安芸高田市、安芸太田町、呉市	広島県	広島市、福山市、府中市、尾道市、三原市、東広島市、庄原市、神石高原町、大竹市、廿日市市、三次市、北広島町、安芸高田市、安芸太田町、呉市
愛媛県	四国中央市、鬼北町、新居浜市、松山市	愛媛県	四国中央市、鬼北町、新居浜市、松山市
福岡県	北九州市、行橋市、水巻町、福岡市	福岡県	北九州市、行橋市、水巻町、福岡市

附　　則

１．　この規約の別表２については認可の日から施行し、令和７年８月１日から適用する。

（別表２　地区の追加　下妻市、中央区、川崎市）

報告事項

●組合規則等の一部改正について

⑴役員選任理事会運営申し合わせ事項の一部改正（令和８年４月～令和８年６月までの理事会承認）

全国歯科医師国民健康保険組合　役員選任理事会運営申し合わせ事項の一部改正 新旧条文比較対照表

改　正	現　行　（下線部が改正部分）
（目的） 第１条　この申し合わせ事項は、役員選任理事会に関する事項を定め、その運営を適正かつ円滑に行うことを目的とする。	**（目的）** 第１条　この申し合わせ事項は、役員選任理事会に関する事項を定め、その運営を適正かつ円滑に行うことを目的とする。
（適用） 第２条　役員選任理事会に関する事項は、本組合規約又は規則等に定めのあるものを除き、この申し合わせ事項の定めるところによる。	**（適用）** 第２条　役員選任理事会に関する事項は、本組合規約又は規則等に定めのあるものを除き、この申し合わせ事項の定めるところによる。
（構成） 第３条　役員選任理事会は、任期満了の年の７月に開催される組合会において、承認を得た理事で構成する。	**（構成）** 第３条　役員選任理事会は、任期満了の年の７月に開催される組合会において、承認を得た理事で構成する。
（進行役） 第４条　役員選任理事会の進行は、議長が決まるまでは、事務局長が務める。	**（進行役）** 第４条　役員選任理事会の進行は、議長が決まるまでは、事務局が務める。
（議長） 第５条　役員選任理事会に出席した理事のうち、理事経験の長い者がその議長となる。理事経験の長い者が複数いる場合は、協議し推挙された者が議長となる。	**（議長）** 第５条　役員選任理事会に出席した理事のうち、理事経験の長い者がその議長となる。理事経験の長い者が複数いる場合は、協議し推挙された者が議長となる。
（決議事項） 第６条　役員選任理事会の決議事項は、次のとおりとする。 一 次期理事長の互選 二 理事長指名理事の承認 2.　役員選任理事会または議長が必要と認めた事項は、前項の規定にかかわらず役員選任理事会に付議するものとする。	**（決議事項）** 第６条　役員選任理事会の決議事項は、次のとおりとする。 一 次期理事長の互選 二 理事長指名理事の承認 2.　役員選任理事会または議長が必要と認めた事項は、前項の規定にかかわらず役員選任理事会に付議するものとする。
（理事長候補者の立候補および情報の公開） 第６条の２　理事長に立候補しようとする者は、任期満了の年の６月末日までに、理事長立候補趣意書（以下「趣意書」という。）および理事長候補者略歴書（以下「略歴書」という。）を本組合に提出しなければならない。 2.　前項の趣意書及び略歴書は、立候補者が自ら既定の書面で作成するものとする。 3.　事務局長は、第１項の書類を整えたうえ、７月上旬に各支部長あてに公表し、あわせて役員選任理事会に出席する理事に対し配布するものとする。	
（理事長の選出方法） 第７条　理事長の選出にあたっては、出席した理事で互選する。 2.　候補者が１名の場合は、当該候補者を理事長とする。 3.　候補者が複数の場合は、無記名による投票を行い、有効投票総数の過半数を得た候補者を理事長とする。 4.　前項の投票において過半数に達する者がいない場合は、得票数上位２名による決選投票を行う。 5.　前項の決選投票において得票数が同数の場合は、くじ引きにより選出する。	**（理事長の選出方法）** 第７条　理事長の選出にあたっては、出席した理事の中から推薦（自薦または他薦）により互選する。 2.　候補者が複数いた場合は、無記名による投票により出席した理事の過半数の票を得た候補者を理事長とする。
（報告事項） 第８条　役員選任理事会の決議事項は、組合会に報告する。	**（報告事項）** 第８条　役員選任理事会の決議事項は、組合会に報告する。
（議事録の作成及び保管） 第９条　役員選任理事会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事１名が署名しなければならない。 2.　前項の議事録は、文書取扱規則第１種に基づき、永年保存とする。 3.　規約第６０条第２項に基づき、組合員は、いつでも第１項の議事録の閲覧を求めることができる。この場合において、理事長は正当な理由がない限り、これを拒むことができない。	**（議事録　）** 第９条　役員選任理事会の議事については、議事録を作成し、役員選任理事会の議長が記名捺印し、これを事務局で保管する。
附　則 １　この改正事項は、令和８年６月２４日から施行し、令和９年度に実施される役員選任理事会から適用する。 （第４条第１項の条文の改正、第６条の２第１項、第２項、第３項の条文追加、第７条第１項、第２項の条文の改正、第３項、第４項、第５項の条文追加及び、第９条項目名の改正、第１項の条文改正、第２項、第３項の条文追加）	

●第 98 回通常組合会の議決に係る認可について
　第 3 号議案　組合規約の一部改正（保険料の賦課額、組合会議員の定数、役員の定数、地区）

●高額療養費制度の見直し（詳しくは P46-47）

●健康保険法等の一部改正に伴う変更点について
令和8年6月5日に「健康保険法等の一部を改正する法律」が公布。
主な目的は、医療保険制度の持続可能性確保、出産に係る給付の見直し、子どもの保険料負担軽減等。

【主な改正内容】

◆出産に係る給付の見直し
- ・分娩費・出産時一時金を新設し、現行の出産育児一時金から移行。
- ・保険者から医療機関等への直接支払いの仕組みを導入。
- ・医療機関等による分娩費・給付内容等の情報提供・公表制度を創設。
- ・施行：公布日から2年を超えない範囲で政令指定。

◆子どもに係る均等割保険料の軽減拡充
- ・軽減対象を未就学児から高校生相当（18歳到達後最初の3月31日まで）へ拡大。
- ・施行：令和9年4月1日。

◆一部保険外療養の創設
- ・市販薬との代替性が極めて高い薬剤等について、一部を保険給付対象外とする仕組みを創設。
- ・施行：公布日から1年を超えない範囲で政令指定。

◆国保組合への国庫補助割合の見直し
- ・一定の財政力・医療費適正化等の基準を満たす組合について、補助割合を見直し。
- ・施行：令和9年4月1日。

●他歯科医師国民健康保険組合からの資料提供依頼について

●デジタル事務改革推進について

●令和８年度（2026 年度） 諸会議開催日程について

令和８年度　会議日程表

令和８年７月 26 日現在

年	月	日（曜）	会議名	時　間	場所・開催方法
2026 年 （令和８年）	４月	17 日（金） ～ 18 日（土）	職員事務研修会　１日目 ２日目	14：00 9：00	アルカディア市ヶ谷
	６月	10 日（水）	第１回常務会	13：00	TKP 東京駅カンファレンスセンター　(WEB 併用)
		17 日（水）	第１回監事会	13：30	東京事務所
		24 日（水）	第１回理事会	13：00	TKP 東京駅カンファレンスセンター　(WEB 併用)
	７月	22 日（水）	第２回常務会	13：00	WEB 会議　（事前質問〆切 15 日）
		26 日（日）	第１回議長団打合会 第 99 回通常組合会	12：00 13：00	トラストシティカンファレンス・丸の内
	10 月	７日（水）	第３回常務会	13：00	TKP 東京駅カンファレンスセンター　(WEB 併用)
		14 日（水）	コンプライアンス研修会 健康づくり推進部会	13：00 14：15	WEB 研修会 (東京事務所)
		21 日（水）	第２回理事会	13：00	TKP 東京駅カンファレンスセンター　(WEB 併用)
	11 月	11 日（水）	第４回常務会	13：00	WEB 会議
		25 日（水）	第３回理事会	13：30	TKP 東京駅カンファレンスセンター　(WEB 併用)
2027 年 （令和９年）	２月	３日（水）	第５回常務会	13：00	TKP 東京駅カンファレンスセンター　(WEB 併用)
		17 日（水）	第２回監事会	13：00	東京事務所
		24 日（水）	第４回理事会	13：00	TKP 東京駅カンファレンスセンター　(WEB 併用)
	３月	10 日（水）	第６回常務会	13：00	WEB 会議　（事前質問〆切３日）
		13 日（土）	第２回議長団打合会 第 100 回通常組合会 職員事務研修会 創立 50 周年記念式典	11：00 12：00 14：30	帝国ホテル東京

※上記の日程に変更が生じることがあります。

褒章受章者に対する記念品の贈呈

内田常務理事より、令和８年春の叙勲受章者の山崎安仁先生（富山県支部）の紹介があり、三塚理事長より記念品を贈呈した。



内田常務理事



三塚理事長　　山崎先生



叙勲受章者に対する記念品の贈呈

褒章受章者挨拶（要旨）　山崎安仁先生



このたび春の叙勲を受賞し、本組合会において記念品を頂戴し、心より感謝申し上げます。長年役員として勤めることができたのも、会員の先生方をはじめ、皆様のご支援とご協力のおかげです。人生 100 年時代を迎え、「健康寿命の延伸はお口から」という理念のもと、これからも健康に留意しながら、地域医療に貢献してまいります。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

元理事長　故　金山公彦先生を偲ぶ



全国歯科医師国民健康保険組合の元理事長(第四代)である金山公彦先生が、去る令和8年6月28日にご逝去されたとの悲報に接し、深い悲しみと喪失感を禁じ得ません。全国歯科医師国民健康保険組合を代表し、謹んで哀悼の意を表します。

金山先生は、平成14年に当組合の理事長に就任され、医療制度改革という激動の時代において当組合の舵取りを力強く担われました。先生は常に各支部の調和と組織の強化を図り、組合運営の円滑化と事業運営の効率化に大変なご尽力をなさいました。

とりわけ、全国に先駆けて「クレジット機能付き保険証」を導入し、組合員の利便性向上と事務の効率化を実現されたことや、「規則等検討委員会」を設置し、個人情報保護法の施行など時代の変化に即した組合の基盤整備を行われたことは、当組合の近代化における輝かしいご功績であります。また、役員数の減員による合理化を進める一方で、歯科給付制限の緩和や健康家庭表彰の対象者拡大など、常に組合員の皆様の利益を第一に考えた温かなご施策の数々は、今も私たちの確固たる運営の礎となっております。

先生の先見の明と、力強くも温かいお人柄によって、当組合は幾多の困難を乗り越え、今日の安定した基盤を築くことができました。先生が組合発展のために捧げられた多大なるご功績に対し、組合員一同、深く感謝申し上げます。

ご遺族の皆様、とりわけ喪主を務められましたご子息の昇様をはじめとするご親族の皆様におかれましては、お力落としのこととお察し申し上げます。どうかお体を大切になさってください。

金山公彦先生の長年にわたるご厚情に心より御礼申し上げますとともに、安らかなるご冥福をお祈り申し上げ、追悼の言葉といたします。

令和8年7月2日
全国歯科医師国民健康保険組合　理事長　三塚憲二

役員紹介



青森県支部　理事　小林敏彦

令和7年度より理事拝命しております青森県支部の小林敏彦です。平成24年から組合会議員として全国歯には関わらせていただいております。

思えば全国歯設立40周年の京都開催から来年には10年が経過し50周年となります。

全国歯設立の昭和50年代といえば私は東京歯科大学在学中でした。当時の東京の夏も過酷でしたが、なんとか扇風機だけでやり過ごせていました。また、進学過程のあった市川市には創業間もなかった「サイゼリヤ」が2店舗あるだけだったと記憶しております。まさに隔世の感です。

私自身もそれなりの年齢にはなりますが、もう「ワンカ　ケッパルハンデ」（少し　努力しますので）宜しくお願い致します。



岩手県支部　理事　大黒英貴

昨年より理事を拝命しております、岩手県支部の大黒英貴です。

健康志向としての盛岡3大麺をご紹介します。

「わんこそば」は昔から殿様のおもてなし料理として考えられた蕎麦で、「ルチンやビタミンB群」を豊富に含んでおり、低カロリー高たんぱく食材で、健康長寿には最適です。ただし、店では給仕さんが入れる蕎麦より早くお椀の蓋をするテクニックを要します。

「盛岡冷麺」は小麦粉と馬鈴薯でん粉によるコシの強い麺と、牛骨などでダシをとったスープにキムチを加えて味変も楽しめ、夏にものど越しの良い、オーラルフレイル予防にもってこい?の麺です。

「盛岡じゃじゃ麺」は、平打ちの太麺にたっぷりの肉みそときゅうり、ネギを乗せ、お好みで酢、ニンニク、ラー油を加え「オリジナル」の味付けにしてぐちゃぐちゃに混ぜて食します。最後に生卵を割りいれたスープ「ちーたんたん」まで行けば、炭水化物や脂質多めのがっつり系麺で、「大谷翔平選手」も、学生時代に食していた?かもしれません。

是非、岩手にお越しの際は、ご堪能ください。



富山県支部　理事　　中道勇

全国歯科医師国民健康保健組合は昭和53(1978)年4月1日に設立され、来年には創立50周年を迎えますが、丁度その節目に理事に就任しましたことを光栄に思います。

組合が設立された前年に大学を卒業しましたので、組合の歴史は自分の歯科医師としての歴史に重なります。昭和53年というと歯科の差額が一部を除き廃止され、歯科診療所が少しずつ経営が厳しくなり出した起点とも言える年です。私はその5年後に開業しましたので、歯科の良い時代を少し味わいましたが、今の人達は大変厳しい状況にあると感じております。平成3(1991)年より毎月「歯科医療問題」に関する執筆を続け、現在も診療報酬改定毎に改定率の分析を行うなど、持論「適正歯科医療費4兆3,800億円」が実現されることを願っております。

本組合は歴代の理事長をはじめ役員、その他運営に当たられた多くの方々の努力の賜物で今日があるわけですが、今後も多くの組合のお手本となる運営をされますことを祈念いたします。



太郎

山梨県支部　常務理事　三森幹夫

私は、理事長指名理事と言う立場ですので、支部選出理事の先生方と違い、このような場での執筆は僭越でもありますが、度々の執筆依頼、お題が『趣味』とのことで気軽に書かせていただきます。

趣味といえは、高校時代のプチヤンチャのバイクに始まり、大学時代のラグビー、卒業後はレース競技のモトクロスに熱中、そしてまさかの中年時代の波乗り、そしてまたモトクロス、県の専務時代からは怪我はできず登山に転向、でもやっぱりまたモトクロス、そして今は老後の趣味にチャレンジ中です。

モトクロスでは骨折経験も数多く、身体中にプレートやビスが未だに放置したままです。そんな中ですが、3年前から脊椎管狭窄症に陥り、今までの怪我は時間が解決してくれましたが、今回は先が見えません。腰痛と手足のしびれ、当初は100mも歩けませんでしたが、リハビリを兼ねた愛犬との散歩で、毎朝5キロは歩けるようになりました。これはリハビリなのか義務なのか？二日酔いの早起きはかなりキツいです。早く治して新たな老後の趣味のためにと言い聞かせる毎日です。

さて、私も3年ほど前から全国歯の会計の仕事を担当しております。世間では賃金アップが話題になる一方で、物価の上昇に加え、毎年の保険料の引き上げに、皆さまも大きなご負担を感じておられることと思います。

しかし、事業主である先生方はもちろん、日々私たちを支えてくださっている医療スタッフの皆さんの健康を守ることは、何より大切です。そして、いざというときにその支えとなるのが、私たちの全国歯科医師国民健康保険組合です。保険料のご負担は決して軽いものではありませんが、私たちがお互いを支え合うための大切な仕組みとして、組合の役割にご理解をいただければ幸いです。

全国歯科医師国民健康保険組合ホームページにも詳しいお知らせが掲載されています。
各種申請書類もプリントアウトが可能ですので、どうぞご活用ください。

全国歯の保険給付

保険給付割合

病気や怪我などで医師の診療を受ける際、マイナ保険証または、資格確認書を提示することで医療の給付を受けることができます。

（1）組合員　7割　（2）家族　7割
（3）未就学児　8割
（4）前期高齢者のうち70歳以上の方
・現役並み所得者　7割
・一般所得者　8割

歯科自家診療とそれに伴う調剤は保険給付外

歯科における自己及び勤務する医療機関並びに分院等の系列医療機関での、組合員と全国歯に加入している家族の診療は、自家診療と判断し保険給付の対象外です。また、それに伴う調剤も給付対象外です。ご注意ください。

70 歳から 74 歳の方の一部負担金の割合

70歳から74歳の被保険者の方は、一部負担金の割合が8月に更新されています。

資格確認書または資格情報のお知らせに印字されている一部負担金の割合の判定に必要な所得情報は市町村に照会します（番号法第19条7号）。その際、何らかの理由により所得確認ができない場合は、一部負担金が3割となります。再度判定をご希望の方は、所得がわかる書類を支部事務所までお送りください。

人工透析を受けている 70 歳未満の方へ

人工透析を受けている70歳未満の方で、「特定疾病療養受療証」の有効期限が令和8年7月31日の方は、更新手続きをお済ませください。

●申請手続きに必要な書類●

□特定疾病療養受療証交付申請書

※所得情報は、番号法第19条7号により市区町村へ照会します。その際、何らかの理由により所得確認ができない場合は、市区町村で発行した証明書が必要になります。

療養費の支給申請

次のような場合は、支払った費用の一部を支給します。

・組合の資格取得の手続き中のため、マイナ保険証または、資格確認書を持参せず医療機関等を受診したとき
・緊急時にマイナ保険証または、資格確認書不携帯で受診したとき
・海外で診療を受けたとき（※詳しくは★1）
・医師の指示により義手・義足・義眼・コルセット・弾性着衣などの治療用装具を購入、装着したとき
・医師の指示により靴型装具を購入、装着したとき（※型装具についての申請の際には写真や画像データの添付が必要です。）
・９歳未満の小児が小児弱視等の治療で眼鏡やコンタクトレンズを購入したとき
・生血液の輸血を受けたとき
・柔道整復師の施術を受けたとき（※詳しくは★2）
・医師の同意を得て、はり・きゅう・あん摩・マッサージを受けたとき（※詳しくは★3）など

●申請手続きに必要な書類●

申請手続きに必要な書類は申請内容によって異なります。詳しくは支部事務所にお問い合わせください。

★ 1 海外療養費の支給申請

海外旅行などで渡航中に病気や怪我でやむを得ず現地の医療機関を受診した場合、帰国後申請により医療費の一部を支給します。申請書類の翻訳や連合会の審査など、支給には数ヵ月を要します。

●申請手続きに必要な書類●

□療養費支給申請書
□対象となる医療費の領収書
□診療内容明細書
□国民健康保険用国際疾病分類表
□パスポートの写し
　顔写真ページと今回の渡航期間・渡航場所がわかるページ
□調査に係わる同意書

★2 柔道整復師による施術の受診

柔道整復師による施術の受診は、国民健康保険が適用される範囲が限られています。施術前に負傷原因を正しく伝え、マイナ保険証または、資格確認書が使えるかどうかの確認をすることが大切です。

クイックマッサージやスポーツジムでのマッサージには、基本的にはマイナ保険証または、資格確認書は使えません。マイナ保険証または、資格確認書持参での割引やサービスはあり得ませんので、十分ご注意ください。

また、同一の負傷について、同時期にマイナ保険証または、資格確認書を使用して整形外科の治療と柔道整復師の施術を重複して受診することはできません。

■外傷による負傷が対象

療養費が支給されるのは、急性または亜急性の外傷による打撲、ねんざ、挫傷、骨折、脱臼により柔道整復師の施術を受け、組合が認めた場合です。内的原因による症状は対象となりませんのでご注意ください。

★3はり・きゅう・あん摩・マッサージの受診

保険適用となる、はり・きゅう・あん摩・マッサージの施術を受けるには、予め医師の同意書（病名、症状、発病年月日の明記されたもの）が必要です。

■保険適用とならない受診内容

以下の場合は、マイナ保険証または、資格確認書は使えません。

- 単なる肩こり、腰痛、筋肉疲労など
- 病気（神経痛、リウマチ、五十肩、ヘルニアなど）
- 医師の同意のない骨折及び脱臼の治療（応急手当を除く）
- 仕事中や通勤途中の負傷（労災）
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 症状の改善の見られない長期の施術　など

高額療養費の支給申請

該当する方（または該当になりそうな方）へは、組合から申請書をお送りします。

※高額療養費は医療機関から提出されるレセプトに基づき支給するため、レセプト提出が遅れている場合は、支給されるまでに数ヵ月を要します。予めご了承ください。

●申請手続きに必要な書類●

□高額療養費支給申請書

□対象となる医療費の領収書

○ 70歳未満

令和8年8月から令和9年7月まで

適用区分（※1）	所得要件	限度額	年単位の上限額
ア	旧ただし書き所得901万円超	270,300円+（医療費－901,000円）×１％《多数回該当：140,100円》	1,680,000円
イ	旧ただし書き所得600万円～901万円以下	179,100円+（医療費－597,000円）×１％《多数回該当：93,000円》	1,110,000円
ウ	旧ただし書き所得210万円～600万円以下	85,800円+（医療費－286,000円）×１％《多数回該当：44,400円》	530,000円
エ	旧ただし書き所210万円以下	61,500円《多数回該当：44,400円》	530,000円（※2）
オ	住民税非課税世帯	36,900円《多数回該当：24,600円》	290,000円

※1.令和9年8月からは適用区分については細分化（5→13段階）が予定されております。
※2.旧ただし書き所得が、86万円以下に該当すると確認できた方は年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払いする予定です。

○ 70歳以上

令和8年8月から令和9年7月まで

適用区分（※1）	所得要件	限度額 外来（個人）	限度額（世帯※2）	年単位の上限額
現役並みIII	課税所得690万円以上（※3）	270,300円+（医療費－901,000円）×１％《多数該当：140,100円》		1,680,000円
現役並みII	課税所得380万円以上	179,100円+（医療費－597,000円）×１％《多数該当：93,000円》		1,110,000円
現役並みI	課税所得145万円以上	85,800円+（医療費－286,000円）×１％《多数該当：44,400円》		530,000円
一般I・II	課税所得145万円未満（※4）	22,000円（年間上限 216,000円）	61,500円《多数該当：44,400円》	530,000円（※5）
住民税非課税世帯II	住民税非課税世帯	11,000円（年間上限 96,000円）	25,700円《多数該当：24,600円》	290,000円
住民税非課税世帯I	住民税非課税世帯（年金年収約80万円以下など）	8,000円（年間上限 96,000円）	15,700円	180,000円

※1.令和9年8月からは適用区分については細分化（5→13段階）が予定されております。
※2.同じ世帯で同じ保険者に属する者。
※3.所得が不明な70歳以上は、区分が「III 課税所得 690万円以上」として取り扱われます。
※4.70歳以上の方が複数名世帯収入の合計額が520万円未満（１人世帯の場合は383万円未満）の場合も含む。
※5.課税所得28万円未満に該当すると確認できた方は年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払いする予定です。

所得情報は番号法第19条7号により市区町村へ照会します。

住民税の課税情報が不明の場合、適用区分が正しく判定されず、本来よりも高い金額の自己負担になります。

以下の場合は、市区町村に所得の登録がない場合があります。ご注意ください。

【例①所得の申告がないとき】

確定申告をしているがご家族の所得を申告されていない方等

【例②所得が不明の方が世帯内にいるとき】

アルバイト・パートの方で収入が少額で確定申告をされていない方等

マイナ保険証と連携される限度額適用認定証の適用区分が上の表「ア」として取り扱われます。

所得区分が基準以下（非課税など）で申告が必要ない方も市区町村で「市民税・県民税申告書」または「特別区民税・都民税申告書」を申請いただくと、全国歯で所得の情報がわかるようになりますので所得の申告を市区町村までお願いします。また、何らかの理由により組合が所得の確認をできない場合は、市区町村で発行した証明書が必要となります。

所得が不明な70歳未満は区分が「ア」として取り扱われます。

所得が不明な70歳以上は区分が「一般」として取り扱われます。

その他の保険給付の支給申請

傷病手当金の支給申請

保険料を完納している組合員が入院した場合、入院１日目から支給します。

ただし、同一年度内の疾病について支給期間は90日を限度とします。

【支給額】（入院1日につき）

1種組合員　4,000円
2種組合員　4,000円
3種組合員　4,000円

●申請手続きに必要な書類●

□傷病手当金支給申請書

出産育児一時金の支給申請

被保険者が出産（妊娠85日以上の死産・流産を含む）した場合に、支給します。

【支給額】1児につき　500,000円

●申請手続きに必要な書類●

□出産育児一時金支給申請書
□母子手帳の出生届出済証明書の写し（市区町村の証明）
□産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産したことを証明する所定の印が押された領収書等の写し
□直接支払制度に関する合意書の写し

出産手当金の支給申請

被保険者である組合員本人が、出産のため仕事を休んだ期間について、組合員の申請により支給します。ただし支給対象は、組合員となった日から継続して1年経過した日の翌日からです。支給期間は90日を限度とします。

【対象者】

産前6週間、産後8週間において業務に服さなかった組合員

【支給額】　1日につき　4,000円

●申請手続きに必要な書類●

□出産手当金支給申請書
□申請書の医師、助産師の証明または、出産した事実を確認できる書類
□申請書の事業主の証明または、産休の期間が確認できる書類

※出産手当金が支給された期間は傷病手当金の支給は出来ません。

葬祭費の支給申請

被保険者が死亡した場合、葬祭を行った方に対して支給します。

【支給額】

1種組合員	300,000円
2種組合員	150,000円
3種組合員	100,000円
1・2・3種組合員の家族	100,000円
後期高齢者の1種組合員の家族	100,000円

●申請手続きに必要な書類●

□葬祭費支給申請書
□葬祭を行った方を判断できる書類
□亡くなった事実を証明する書類

移送費の支給申請

病気や怪我のために移動が困難な患者が、医師の指示により緊急的に移送された場合に支給します。

ただし支給には条件がありますので、詳しくは支部事務所にお問い合わせください。

●申請手続きに必要な書類●

□移送費支給申請書
□医師の意見書（医師の署名捺印のあるもの）
□領収書など移送に要した費用の額を証明する書類

全国歯の保健事業

インフルエンザ予防接種補助の支給申請

インフルエンザの予防接種を受けた場合、申請により費用の一部を支給します。

【対象者】

被保険者

【支給額】

年度ごと1名につき4,000円を限度（費用額が限度額未満の場合は実費分）に支給。

◎13歳未満は1名につき6,000円を限度（2回接種の場合、2回分の領収書の合算額から限度額内）に支給します。

【実施期間】

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

【申請期限】

令和9年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

□インフルエンザ予防接種補助金申請書
□領収書（予防接種日、医療機関名及び印、予防接種者名、インフルエンザ予防接種であることが明記されたもの）

新型コロナウイルス予防接種補助の支給申請

新型コロナウイルスワクチン接種を受けた場合、申請により費用の一部を支給します。

【対象者】

生後6か月以上の被保険者

【支給額】

年度ごと1回の接種に限り、1名につき5,000円を限度（費用額が限度額未満の場合は実費分）に支給します。

◎2回目以降の接種は全額自己負担となります。

◎他制度（市区町村等）により補助を受けることができる場合はその補助制度を優先とし、自費負担が発生した場合に限度額まで支給します。

【実施期間】

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

【申請期限】

令和9年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

□新型コロナウイルスワクチン接種補助金申請書

□領収書（ワクチン接種日、医療機関名及び印、ワクチン接種者名、新型コロナウイルスワクチン接種であることが明記されたもの）

節目健診のご案内

人間ドックなどの健診が可能な医療機関で受診後、申請書類を支部事務所までお送りください。

【対象者】

(1)本年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する1種組合員と2種組合員

(2)(1)で対象になる1種組合員の被保険者である配偶者（年齢問わず）

(3)本年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する3種組合員

【支給額】

同一年度内に受診した健診に対し（複数の場合は、合計に対し）30,000円を限度に支給します。

【申請期限】

令和9年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

□節目健診補助金支給申請書

□対象となる健診の領収書

がん検診のご案内

がんの予防及び早期発見を推進し、がんによる死亡率の減少、医療費を抑制することにもつながりますのでご利用ください。

【がん検診の種類】それぞれ年1回まで

検診の種類	対象者	補助上限額
胃がん1（胃内視鏡検査）	50歳以上	8,900円
胃がん2（胃部エックス線検査）	40歳以上	6,400円
子宮頸がん（視診、子宮頸部の細胞診及び内診）	20歳以上	3,400円
肺がん1（胸部エックス線検査）	40歳以上	1,800円
肺がん2（胸部エックス線検査及び喀痰細胞診）	40歳以上	3,100円
乳がん（乳房エックス線検査もしくは視触診及び乳房エックス線検査）	40歳以上	4,200円
大腸がん（便潜血検査）	40歳以上	1,300円

【実施期間】

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

【申請期限】

令和9年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

□がん検診補助金支給申請書

□対象となる検診の領収書

※全額自費による検査の場合のみ支給対象となります。

また、人間ドックなどの総合健診の場合は、がん検診の種類・金額の内訳がわかる書類が必要です。

特定健診・特定保健指導を受けましょう

40～74歳の被保険者を対象

特定健診・特定保健指導は、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目し、その要因となっている生活習慣の改善に向け、保健指導などの健康づくり支援を行い、糖尿病などの生活習慣病の有病者・予備群を減少させることが目的です。

当組合が受診を確認できるまでに、数ヶ月を要します。

◆特定健診◆

4月より順次、特定健康診査の受診券と特定保健指導の利用券が1つになっている「受診券」をお送りしております。

受診が可能な詳しい医療機関情報については全国歯のホームページをご確認ください。

8,000円相当の費用が0円で受診できます。さらに受診された方にクオカード1,000円分を進呈します！

【診査内容】

費用は無料

基本項目	質問（問診）
	身体測定
	理学的所見（身体診察）
	血圧
	血中脂質検査
	肝機能検査
	血糖検査
	尿検査
医師の判断による追加項目	貧血
	心電図
	眼底
	血清クレアチニン

【受診期間】
令和8年4月1日～令和9年3月31日まで
【受診時にお持ちいただくもの】
□受診券（特定健康診査の「受診券」と特定保健指導の「利用券」がセットになった券）
□マイナ保険証・資格確認書のいずれか。
□質問票（39ページ）（医療機関にもございますが、予めご記入いただきますと、スムーズです。全国歯のホームページからダウンロード可能です。）

40歳未満の方は前述の節目健診の受診によりご自身の健康管理にお役立て下さい。

◎受診券を紛失された方は再交付をしますので、各支部事務所までご連絡ください。

◆特定保健指導◆

特定健診を受診された方の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、医師、保健師などの専門スタッフによる生活習慣を見直すサポート、アドバイスが無料で受けられます。

メタボ改善のチャンスですので、特定保健指導に該当された方は、必ずご利用ください。

【利用方法】

特定健診後に、該当者に対して利用券を当組合より送付いたします。（特定健診受診日当日に同じ医療機関で特定保健指導を受ける場合、セット券にて受診ができます。）

特定保健指導は２つのパターンがあり、いずれか１つを選択しご利用ください。

◆医療機関で受診

HPの実施機関一覧をご確認いただき、電話等でご予約のうえご利用ください。

◆オンラインで受診

オンライン保健指導をご利用の方にAmazonギフトカード3,000円分をプレゼント！

PC・スマホから簡単に面接日の予約ができ、面接日までに資料が郵送されます。お持ちの電子機器に遠隔面接ツールZoomのアプリをインストールしてお待ちください。

詳しいご案内は、利用券送付時に同封しておりますので、ご確認のうえご利用ください。

【受診期間】
令和8年4月1日～令和9年3月31日まで
【受診時にお持ちいただくもの】
（医療機関の場合）
□特定保健指導利用券
□マイナ保険証・資格確認書のいずれか。

事業主（１種組合員）の皆様へ

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等により、40歳未満の従業員の定期健康診断等の結果データの提供をお願いしております。

マイナポータルで健診結果を閲覧できるようにするため保険者より健診結果の提供依頼をすることが可能となりました。

ご協力をお願いいたします。

歯科健診のご案内

◆事業主（1種組合員）の皆様へ◆

歯科疾患を早期に発見し予防等に努め、全身の健康保持増進をはかることを目的としております。1種組合員、後期高齢者の１種組合員も含めた被保険者すべての方を対象とします。ぜひご利用ください。

【対象者】

◎１種組合員、後期高齢者の１種組合員、2種組合員、3種組合員及び被保険者である組合員に属する世帯員（健診時18歳以上の者）、（1種組合員、後期高齢者の１種組合員は問診用紙の記入を受診とみなします。）

【受診期間】

令和8年4月1日～令和9年2月末日

【実施場所】

◎1種組合員、後期高齢者の１種組合員の家族は自家の診療所

◎2・3種組合員及び2・3種組合員の家族は雇用されている1種組合員、後期高齢者の１種組合員の診療所

【支給額】

歯科健診に係る歯科健診文書料及び指導料は、支部事務所より受診者1名につき1,000円を実施医療機関へ支給します。（実施期間内1度限り）

【申請期限】

令和9年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

下記書類に健診結果をご記入いただき、支部事務所へご提出をお願いします。

□問診用紙

□歯科健診診査用紙（組合提出用）

※1種組合員、後期高齢者の１種組合員は問診用紙のみ必要となります。

禁煙対策事業（禁煙支援プログラム）のご案内

申込者先着50名の方を対象に、オンライン診療と禁煙補助薬を送付して、禁煙・卒煙希望者の支援を実施します。

詳しくは全国歯のホームページまたは、組合報49,50ページをご覧下さい。

ジェネリックお願いカードについて

診療を受けるときに医師に「ジェネリック医薬品を処方してください」と言いづらいこともあると思います。そんな時は「ジェネリック医薬品お願いカード」および「問診票」を窓口に出して、あなたの意志を伝えてください。

当組合のHPから「ジェネリック医薬品お願いカード」の印刷ができます。

ジェネリック医薬品差額通知について

年に2回、ジェネリック医薬品差額通知を送付しております。

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間が終わってから製造・販売される薬のことで後発医薬品とも呼ばれています。新薬と同じ有効成分ですが開発費が抑えられるため、価格が安いというメリットがあり、調剤の窓口負担や医療費負担の軽減に貢献することが期待されています。

調剤の種類や病気によってはジェネリック医薬品を利用できない場合もありますので、医療機関等にご相談のうえ、上手に利用してください。

医療費通知について

年に6回、医療費通知を送付しております。医療費通知が届きましたら、受診した診察日数や医療費の額に誤りはないかなど、適正に医療機関から請求がされているか、必ずご確認ください。

医療機関等から提出されたレセプトに誤りがあり修正が必要な場合は、その受診に関する通知は掲載されません。医療機関からの誤請求防止にもつながりますので、不明な点がありましたらご連絡ください。

【送付時期について】

送付月	記載内容
令和８年　　６月	令和８年１～　２月受診分
令和８年　　８月	令和８年３～　４月受診分
令和８年　１０月	令和８年５～　６月受診分
令和８年　１２月	令和８年７～　８月受診分
令和９年　　２月	令和８年９～１１月受診分
令和９年　　４月	令和８年　　１２月受診分

なお、再発行はできませんので大切に保管してください。

仕事のストレス・人間関係の悩みについてカウンセラーに相談してみましょう

臨床心理士等の資格を有するカウンセラーとの電話、面接およびインターネットによるWebカウンセリング事業を行っております。

（面接の予約やご相談の関連上、居住地、年齢等を伺う場合がありますが、相談の有無が当組合や勤務先、ご家族等に伝わることはありません。）

◆電話カウンセリング◆　**プライバシー厳守**

・相談料、通話料無料。
・1日1回20分程度。ご利用回数の制限なし。
・面接カウンセリングに移行できます。

専用ダイヤル：0120-926-189（無料）

◆面接カウンセリング◆

・年度内1人5回まで無料。
・面接は1回50分程度（目安）。
（6回目以降もご利用は可能ですが、相談料は有料となり、ご相談者様にご負担いただきます。料金はカウンセリングルームにより異なりますので、全国歯ホームページをご覧ください。）

◆Webカウンセリング◆

・ホームページから「心のWeb相談」をご利用いただけます。

メンタルヘルスカウンセリング専用ダイヤルの下6桁がログイン番号です。

メンタルヘルスを e ラーニングコンテンツを視聴

メンタルヘルスを中心とした動画によるeラーニングコンテンツを利用できます。全国歯科医師国保のホームページからヘルスフルチャンネルにアクセスして下さい。

パスワードは「926189」です。

動画テーマ：メンタルヘルス、がん予防、運動、食生活、メタボ対策、感染症対策、職場環境、禁煙など

健康管理アプリ「カロミル」

カロミルとは、写真を撮るだけで簡単に記録できる健康アプリです。食事はもちろん、体重や血圧、血糖値も写真を撮って自動で記録できます。

2次元コードからダウンロードしてご利用ください。

後期高齢者の１種組合員保健事業のお知らせ

傷病見舞金の支給申請

後期高齢者の1種組合員が入院した場合、入院1日目から傷病見舞金を支給します。

ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日を限度とします。

（後期高齢者の1種組合員となるまでに傷病手当金を受給している場合は、その支給期間を含める）

【支給額】入院1日につき　4,000円

●申請手続きに必要な書類●

□傷病見舞金支給申請書
□入院期間が明記された対象となる医療費の領収書

死亡見舞金の支給申請

後期高齢者の1種組合員が死亡した場合、遺族に対して支給します。

【支給額】300,000円

●申請手続きに必要な書類●

□死亡見舞金支給申請書
□死亡届や死亡診断書の写しなど亡くなった事実を証明する書類

節目健診のご案内

人間ドックなどの健診が可能な医療機関で受診後、申請書類を支部事務所までお送りください。

【対象者】

(1)本年度中に75歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する後期高齢者の1種組合員

(2)(1)で対象になった後期高齢者の1種組合員の被保険者である配偶者

※ただし同一年度内に1種組合員またはその配偶者として受診された方は対象外

【実施期間】

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

【支給額】

同一年度内に受診した健診に対し、（受診した健診が複数の場合は、その費用の合計額に対して）30,000円を限度に支給

【申請期限】

令和9年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

□節目健診補助金支給申請書

□対象となる健診の領収書

新型コロナウイルスワクチン接種補助の支給申請

新型コロナウイルスワクチン接種を受けた場合、申請により費用の一部を支給します。

【対象者】

後期高齢者の1種組合員

【支給額】

年度ごと1回の接種に限り、1名につき5,000円を限度（費用額が限度額未満の場合は実費分）に支給します。

◎実施期間内2回目以降の接種は全額自己負担となります。

◎他制度（市区町村等）により補助を受けることができる場合はその補助制度を優先とし、自費負担が発生した場合に限度額まで支給します。

【実施期間】

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

【申請期限】

令和9年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

□新型コロナウイルスワクチン接種補助金申請書

□領収書（ワクチン接種日、医療機関名及び印、ワクチン接種者名、新型コロナウイルスワクチン接種であることが明記されたもの）

インフルエンザ予防接種補助の支給申請

インフルエンザの予防接種を受けた場合、申請により費用の一部を支給します。

【対象者】

後期高齢者の1種組合員

【支給額】

年度ごと1名につき4,000円を限度 （費用額が限度額未満の場合は実費分）に支給。

【実施期間】

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

【申請期限】

令和9年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

□インフルエンザ予防接種補助金申請書

□領収書（予防接種日、医療機関名及び印、予防接種者名、インフルエンザ予防接種であることが明記されたもの）

◆お問い合わせについて◆

支部事務所が受付窓口となります。また必要な書類、手続き方法、支給額など不明な点がありましたらお気軽に支部事務所までお問合せください。

〔支部事務所連絡先〕

栃木県支部　028-648-0472
山梨県支部　055-252-6481
青森県支部　017-777-4907
岐阜県支部　058-274-6110
富山県支部　076-432-9666
滋賀県支部　077-523-2787
京都府支部　075-812-8495
岡山県支部　086-224-7777
山口県支部　083-928-8023
島根県支部　0852-24-2757
鳥取県支部　0857-23-2621
香川県支部　087-851-4965
徳島県支部　088-631-3977
高知県支部　088-823-7369
新潟県支部　025-250-7755
岩手県支部　019-623-1571
石川県支部　076-251-1011
長野県支部　026-222-8020
福井県支部　0776-25-6108
沖縄県支部　098-889-2288
和歌山県支部　073-422-3003

届出が必要なのは、こんなとき

支部事務所にご連絡下さい。

届出に必要な書類は、全国歯HP内にてダウンロード可能です。

◎交通事故にあったとき

交通事故などの第三者による病気やけがの医療費は本来、被害者の過失を除いて加害者（第三者）が負担すべきものです。マイナ保険証や資格確認書を使用して診療を受ける場合は、必ず支部事務所へご連絡ください。加害者に請求する手続きを行います。

また骨折、捻挫、打撲などの第三者によるものと思われるけがでマイナ保険証や資格確認書を使用された方に、支部事務所から負傷の原因などをお伺いすることがあります。ご協力をお願いします。

◎退職等するとき

●申請手続きに必要な書類●

□資格喪失届
□資格確認書（お持ちの方はその他の証も合わせて必要）
□脱退届（資格要件を満たしているが喪失するとき）

◎資格喪失（退職等）後、全国歯の資格確認書等を使用して医療機関を受診したとき

全国歯の被保険者の資格喪失後に、全国歯の資格確認書等を使用して全国歯の被保険者として医療機関等を受診された場合、全国歯が負担した7割または8割の医療費について、返還して頂く必要があります。

◎結婚などで家族が全国歯に加入するとき

●申請手続きに必要な書類●

□資格取得届
□世帯全員の住民票（個人番号除く）
□加入する方の以前加入していた健康保険資格喪失証明書
（市町村国保の場合は、資格確認書／資格情報のお知らせの写し等）
□健康保険適用除外承認申請書（該当者のみ）

◎子供が生まれて全国歯に加入するとき

●申請手続きに必要な書類●

□資格取得届
□世帯全員の住民票（個人番号除く）

◎住所や氏名が変更になるとき

●申請手続きに必要な書類●

□住所氏名変更届
□資格確認書／（氏名の場合）資格情報のお知らせ（再交付が必要な場合：お持ちの方はその他の証も合わせて必要）
□世帯全員の住民票（個人番号除く）
□世帯における保険の加入状況確認書

◎家族が修学のため居住地を離れるとき

●申請手続きに必要な書類●

□該当届（国民健康保険法第116条）
□在学証明書の写し

◎長期入院・介護施設入所等のため居留地を離れるとき

●申請手続きに必要な書類●

□該当届（国民健康保険法第116条の2）
□入所証明書等の住所が確認できる書類

◎資格確認書／資格情報のお知らせを紛失したとき

●申請手続きに必要な書類●

【資格確認書の場合】
□資格確認書交付申請書
□返納不能届書
□始末書
【資格情報のお知らせの場合】
□資格情報のお知らせ（再）交付申請書

紛失や盗難にあったときは、資格確認書等を悪用され、身に覚えのないローンを組まれる場合があります。以下の機関に連絡しておくと、被害を防ぐ有効な手段となります。

個人信用情報機関
（株）シー・アイ・シー（クレジット系）　0670-666-414
全国銀行個人信用情報センター（銀行系）　0120-540-558
日本信用情報機構（消費者金融系）　0570-055-955

事業主（１種組合員）各位

全国歯科医師国民健康保険組合

労働安全衛生法に基づく定期健康診断の結果のご提出について（お願い）

医療保険者（全国歯）は、被保険者の健診結果を収集し、マイナポータル等での健診結果閲覧を可能にするための役割を担っております。

つきましては、事業所で行う定期健康診断の結果について、「健康診断結果報告書・質問票」にご記入のうえ、支部事務所へご提出いただきますようご協力をお願いいたします。

また、40 歳から 74 歳の方は、「健康診断結果報告書・質問票」を提出することで特定健診を受診したとみなし、特定健診受診券を利用して受診された方と同様にＱＵＯカードを進呈いたします。

◆ 提出対象者

全国歯科医師国保に加入している従業員で、事業所で実施する定期健康診断等を受診した方。

・40 歳未満　…「健康診断結果報告書」のみ

・40 歳以上、74 歳以下（特定健診対象者）…「健康診断結果報告書・質問票」

※特定健診受診券を利用して受診した方は提出不要です。

◆ 提出方法

下記の 2 次元コードの全国歯ホームページより、40 歳から 74 歳の方は「健康診断結果報告書・質問票」、40 歳未満の方は「健康診断結果報告書」をダウンロードしていただき、健康診断の結果をご記入のうえ各支部事務所へ郵送または窓口にご提出ください。

全国歯科医師国保ホームページ
詳しくはこちらをご覧ください。

質　問　票

保険者番号	0 0 0 9 3 0 1 3	保険者名	全国歯科医師国民健康保険組合

受診者の記号・番号・枝番	受診者氏名(ﾌﾘｶﾞﾅ)	生年月日	性別	年齢
全歯 ー ー	ﾌﾘｶﾞﾅ	年　月　日	男　女	
		西暦	□ □	歳

質　問　項　目		回答 ①はい	回答 ②いいえ
1－3	現在、aからcの薬の使用の有無　※医師の診断・治療のもとで服薬中の者を指す。		
1	a. 血圧を下げる薬	□	□
2	b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射	□	□
3	c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬	□	□
4	医師から、脳卒中（脳出血、脳梗塞等）にかかっていると言われたり、治療を受けたことがありますか。	□	□
5	医師から、心臓病（狭心症、心筋梗塞等）にかかっていると言われたり、治療を受けたことがありますか。	□	□
6	医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっていると言われたり、治療（人工透析等）を受けていますか。	□	□
7	医師から、貧血と言われたことがありますか。	□	□
8	現在、たばこを習慣的に吸っていますか。 （※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、 条件1：最近1ヶ月間吸っている 条件2：生涯で6ヶ月間以上吸っている、又は合計100本以上吸っている）	① □ はい（条件1と条件2両方満たす） ② □ 以前は吸っていたが、最近1ヵ月間は吸っていない（条件2のみ）	③ □ いいえ
9	２０歳の時の体重から１０kg以上増加している。	□	□
10	１回３０分以上の軽く汗をかく運動を週２日以上、１年以上実施している。	□	□
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を１日１時間以上実施している。	□	□
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。	□	□
13	食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。	① □ 何でもかんで食べることができる ② □ 歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある ③ □ ほとんどかめない	
14	人と比較して食べる速度が速い。	① □ 速い　② □ 普通　③ □ 遅い	
15	就寝前の２時間以内に夕食をとることが週３回以上ある。	□	□
16	朝昼夕の３食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。	① □ 毎日 ② □ 時々 ③ □ ほとんど摂取しない	
17	朝食を抜くことが週３回以上ある。	□	□
18	お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒等）を飲む頻度 （※「やめた」とは、過去に月1回以上の習慣的な飲酒歴があった者のうち、最近1年以上酒類を接種していない者）	① □ 毎日　② □ 週5～6日　③ □ 週3～4日 ④ □ 週1～2日　⑤ □ 月に1～3日　⑥ □ 月に1日未満 ⑦ □ やめた　⑧ □ 飲まない（飲めない）	
19	飲酒日の１日当たりの飲酒量　**（※飲まないと回答した方は①1合未満にチェック）** 日本酒１合（アルコール度数１５度・180㎖）の目安： ビール（同５度・約500㎖）、焼酎（同２５度・約110㎖）、 ウィスキー（同４３度・約60㎖）、ワイン（同１４度・約180㎖）、 缶チューハイ（同５度・約500㎖、同７度・約350㎖）	① □ １合未満　② □ １～２合未満 ③ □ ２～３合未満　④ □ ３～５合未満 ⑤ □ ５合以上	
20	睡眠で休養が十分とれている。	□	□
21	運動や食生活の生活習慣を改善してみようと思いますか。	① □ 改善するつもりはない ② □ 改善するつもりである（概ね６ヶ月以内） ③ □ 近いうちに改善するつもりであり、少しずつ始めている（概ね１ヶ月以内） ④ □ 既に改善に取り組んでいる（６ヶ月未満） ⑤ □ 既に改善に取り組んでいる（６ヶ月以上）	
22	生活習慣の改善について、これまでに特定保健指導を受けたことがありますか。	□	□

特定保健指導ご利用案内

WEB利用も
選べます！

特定健診の結果をもとに、メタボリックシンドロームの該当者又は予備群と判定された方へ、無料の生活習慣見直しプログラム「特定保健指導」を実施しております。該当者には「利用券」をお送りしますので是非ご利用ください。特定保健指導は下記の２つの方法からいずれか1つをお選びください。（重複利用不可）

【パターン❶】　特定保健指導を実施している医療機関等を利用

特定保健指導は事前に予約が必要です。
実施医療機関へご予約の上、ご利用ください。
実施医療機関につきましては、詳しくは全国歯のHPに掲載しております。

または

【パターン❷】　WEB（パソコン・スマートフォン・タブレット）を利用



スマホで生活習慣改善のアドバイスを受けてアマゾンポイントをもらおう！

スマホで完結！・マイトク

1 特定保健指導のご案内が届きます

特定健診を受け、特定保健指導の対象となった方には
WEBで受けられる特定保健指導のご案内が届きます。

2 WEB面接の予約をしましょう

ご案内が届きましたら予約サイトよりWEB面接を
希望する日をご予約ください。

3 受付のお知らせ

予約が完了しますと予約を受け付けた旨を
お知らせするメールをお送りします。
また、初回のWEB面接で使用するテキスト等が
お手元に届きます。

4 初回面接を受けましょう

予約日時になったら、メールに記載のURLを
クリック、面接を開始します。
面接はスマホ、タブレット、パソコンなどお持ち
の端末で受けられます。
職場、自宅など場所も自由です。
Wi-Fi環境を推奨します。



5 継続してお電話にてアドバイス

面接の内容をふまえ電話にて継続支援を行います。

6 アマゾンポイントをプレゼント

継続支援を受けられた方へアマゾンポイント
（3,000 ポイント）を差し上げます。
ポイントはメールアドレスへお送りします。

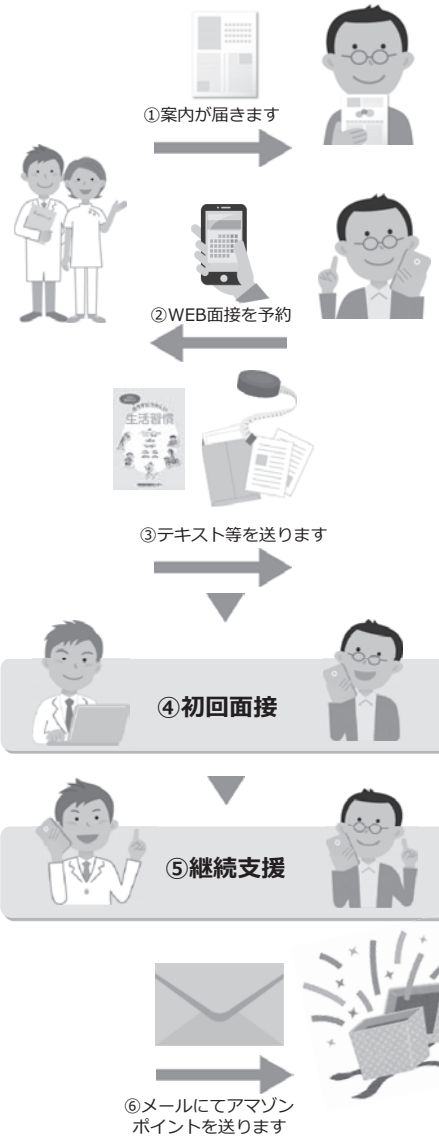

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

全国歯科医師国民健康保険組合

にご加入されている皆様へ

資格情報のお知らせ・資格確認書

についてお知らせします。

資格取得・更新の際、マイナ保険証をお持ちの方には

資格情報のお知らせが届きます！

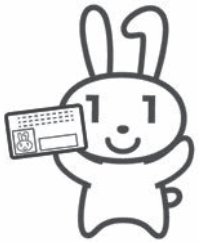

資格情報のお知らせ

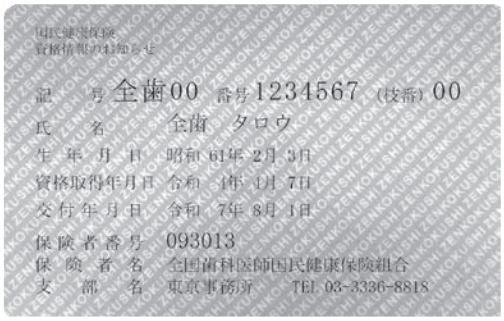

- マイナ保険証の利用登録がお済みの方に、医療保険の資格情報を確認できるよう交付される書類です。
- 資格情報のお知らせが届いた方は、マイナ保険証で医療機関等を受診してください。

※資格情報のお知らせ単体では受診等できませんが、顔認証付きカードリーダーの不具合など、医療機関等でマイナ保険証を利用できない場合には、マイナンバーカードとセットで提示することで受診できます。
※70歳未満の方の資格情報のお知らせには原則、有効期限がありません。すでに資格情報のお知らせをお持ちの70歳未満の方には新しく届かない場合があります。



資格取得・更新の際、マイナ保険証を
お持ちでない方には

資格確認書が届きます！

資格確認書

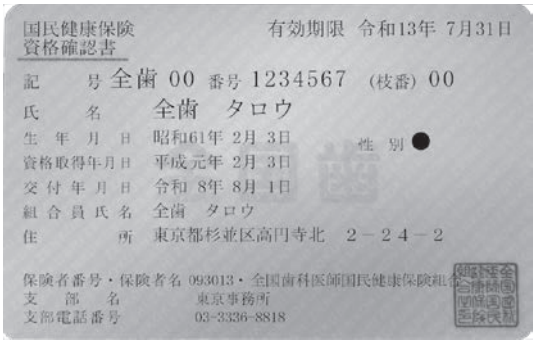

- マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナ保険証の利用登録がお済みでない方等が、医療機関等を受診する際に提示する書類です。
- 有効期限があります。有効期限が切れるときには、申請しなくても自動で新しい資格確認書が送付されます。



医療機関・薬局でご提示いただくのは
以下のいずれかです。お手元にあるかをご確認ください。

医療機関・薬局の受付で提示するもの

マイナ保険証



マイナ保険証を
お持ちの方は
マイナ保険証を
ご利用ください

資格確認書をお使いの方も、利用登録いた
だければ、マイナ保険証の利用が可能です。

資格確認書



マイナ保険証を
お持ちでない方は
資格確認書を
ご利用ください

※従来の健康保険証の有効期限は終了しました

マイナ保険証にはこんなメリットがあります！

- 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される

健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが
広がっています。ぜひメリットの多いマイナ保険証のご利用をお願いします！

利用登録は簡単！

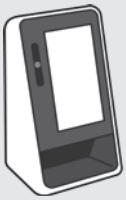

マイナ保険証の利用登録をしていない場合も、医療機関・薬局に
マイナンバーカードをお持ちいただくと、その場で登録できます。

※ マイナポータルや、セブン銀行ATMからも利用登録が可能です

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**（マイナンバー）

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間（年末年始を除く） 平　日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

マイナ保険証についてもっと知りたい方はこちら

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

子ども・子育て支援金の保険料（令和8年度）

令和8年4月の保険料より子ども・子育て支援金の徴収が始まっています。

子ども・子育て支援金は、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者高校生年代）については、均等割額が全額軽減されます。

もっと知りたい！ 子ども・子育て支援金制度 Q&A

Q 「子ども・子育て支援金制度」って？

A 全ての世代や企業のみなさまから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

Q どうして「支援金制度」が必要なの？

A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月にこども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なるこども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

支援金の徴収の流れ

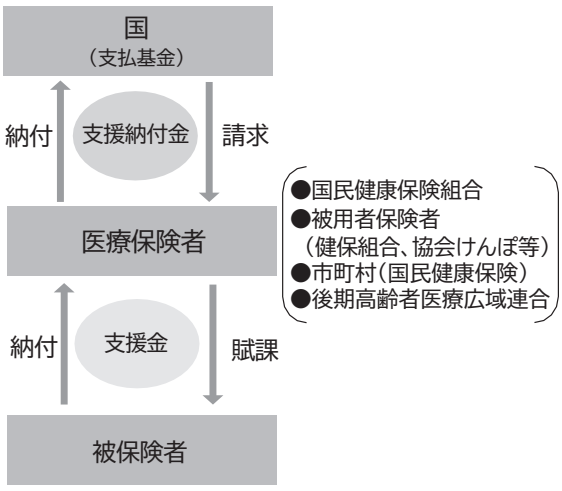

Q なぜ独身や高齢者も支払うの？

A こどもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、こどもの育ちを支える支援金制度は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。

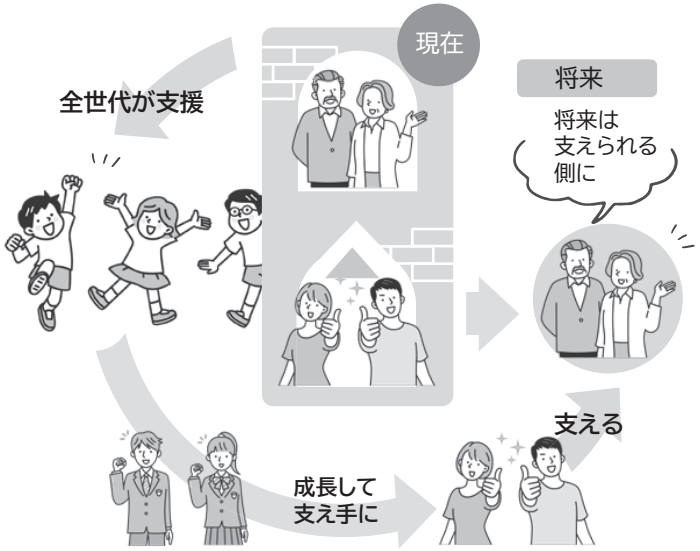

こどもまんなか こども家庭庁

こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援金制度について」

こども家庭庁公式note「最近話題の「子ども・子育て支援金制度」について」

お問い合わせ窓口 こども家庭庁コールセンター 0120-303-272 （受付時間 平日9時から18時）

児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など

こども・子育て支援の拡充が既に始まっています。

給付の拡充には、令和8年度から始まっている

子ども・子育て支援金が充てられます。

こどもまんなか
こども家庭庁



拡充される給付の例

児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。
  ※ 令和6年10月分から拡充

育児時短就業給付

- 「育児時短就業給付」を創設し、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。
  ※ 令和7年度から実施

育児期間中の国民年金保険料免除

- 国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。
  ※ 令和8年10月分から実施

妊婦のための支援給付

- 「伴走型相談支援」の面談と合わせて、妊娠届出時に5万円、妊娠後期以降に妊娠しているこどもの数×5万円、を支給します。
  ※ 令和7年度から実施

出生後休業支援給付

- 「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の育児休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。
  ※ 令和7年度から実施

こども誰でも通園制度

- 保育所等に通っていない0歳6カ月から満3歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用できる制度です。こども1人当たり10時間／月の利用が可能です。
  ※ 令和8年度より全国実施

← 子ども・子育て支援金については、裏面に詳細があります。

令和８年８月から 高額療養費制度が 見直されます





高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

公的医療保険制度の持続可能性の確保

高額療養費の上限額が変わります

月単位の自己負担について、将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じてご負担いただきます。ご理解をお願いいたします。

長期にわたり治療が必要な方のセーフティネット機能の強化

新たに年間の上限額が新設されました

月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費については、保険者から還付を受けることができます。

※年間とは８月から翌年の７月までをさします

年間上限額の新設により、以下の方は医療費負担が軽くなる場合があります。

- これまで「多数回該当」に該当しなかった方
- 見直しにより「多数回該当」の対象から外れる方
- 現在、毎月高額療養費を利用している方
- 極めて高額な医療を受けた方

例：これまで多数回該当に該当しなかった方
（区分ウ：年収約 370 万円～約 770 万円）の場合

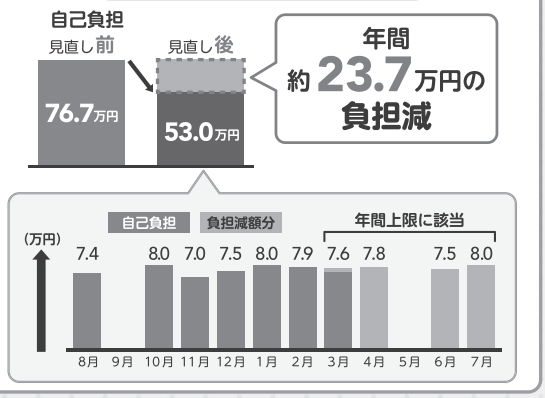

ほかにも負担を軽減する仕組みがあります

●多数回該当
直近 12 か月以内に３回以上、上限額に達した場合、４回目から上限額が下がります。

●外来特例（70 歳以上で現役並み以外の方）
外来診療だけの月の上限額があります。さらに、年間の上限額が設定され、月ごとの自己負担額が積み上がっても、上限額に達した後は、還付を受けることができます。

上限額は所得等に応じて異なります。詳細は厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。

お問合せはご加入の保険者まで

- 健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合
- 国民健康保険組合
- 各都道府県の後期高齢者医療広域連合
- お住まいの市町村（国民健康保険担当、後期高齢者医療担当）

なお、今回の見直しの背景等に関するご質問等は、
厚生労働省コールセンター
0120-617-111
においても承っております。
※対応時間：月曜日～土曜日　９時～ 18 時（日曜日・祝日・年末年始は休業）
※運用期間：令和８年７月～令和９年３月

詳しくはこちらから

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

高額療養費制度の上限額

（令和８年８月から令和９年７月まで）

※高額療養費制度の見直しは令和８年度と令和９年度の２段階にわけて実施します。
下の表は令和８年８月から令和９年７月までの内容です。令和９年８月以降の見直しについては、厚生労働省ウェブサイトをご参照ください。

適用区分		年収目安	入院＋外来【月額上限】（世帯ごと）〈多数回該当〉	入院＋外来【年間上限】（世帯ごと）	外来（個人ごと）※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約**1,160**万円～	**270,300**円＋1% <**140,100**円＞	**1,680,000**円	－
区分イ	現役並みⅡ	約**770**万円～ 約**1,160**万円	**179,100**円＋1% <**93,000**円＞	**1,110,000**円	－
区分ウ	現役並みⅠ	約**370**万円～ 約**770**万円	**85,800**円＋1% <**44,400**円＞	**530,000**円	－
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約**370**万円	**61,500**円 <**44,400**円（※1）＞	**530,000**円（※2）	月額上限 **22,000**円 （年間上限 **21.6**万円）
区分オ	－	住民税非課税 **【70歳未満】**	**36,900**円 <**24,600**円＞	**290,000**円	－
－	住民税非課税世帯Ⅱ	住民税非課税 **【70歳以上】**	**25,700**円 <**24,600**円＞	**290,000**円	月額上限 **11,000**円 （年間上限 **9.6**万円）
－	住民税非課税世帯Ⅰ	一定所得以下 （年金収入約80万円以下など） **【70歳以上】**	**15,700**円	**180,000**円	月額上限 **8,000**円

※１　年収約 200 万円未満である者は、令和９年８月以降、多数回該当の金額が引き下がる（44,400 円→34,500 円）。
※２　年収約 200 万円未満であることが確認できた者は、年間上限 41 万円を適用し、令和９年８月以降に償還払い。

高額療養費制度の見直しに係る Q&A

Q. ８月から医療機関の窓口で支払う医療費が増えるのですか？

A. 窓口で支払う医療費は、その月にどのくらい医療を受けるか、そしてその月の医療費が上限額に達するかどうかによります。

Q. 自身の適用区分はどのように確認できますか？

A. どの適用区分に該当するかは、マイナポータル、資格確認書（任意記載事項あり）又は限度額適用認定証等でご確認いただけます。

Q. 高額療養費の支給を受けるには、どうしたらいいですか？

A. 原則、マイナ保険証をお持ちの方は、医療機関を受診する際、手続きなしで高額療養費の適用を受けられます。マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書（任意記載事項あり）又は限度額適用認定証等をご用意いただくか、保険者に申請を行う必要があります。（ただし、75 歳以上の方は、２回目以降は申請がなくても自動的に口座に振り込まれます。）
なお、年間上限額を超えた部分については、一旦医療機関の窓口でご負担いただき、保険者から償還払いにより支給されます。

利用できる方

被保険者

メンタルヘルス カウンセリング

こころのWeb相談 もご利用いただけます

経験豊かな専門スタッフが、
悩みや不安にお応えします。





専用ダイヤル

通話料・相談料 無料

プライバシー 厳守

0120-926-189

- 発信者番号は「**通知設定**」でおかけください。
- つながらない場合は、はじめに「**186**」をつけて上記専用ダイヤル番号におかけください。
- ご利用者の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。

こころのWeb相談
https://www.mh-c.jp/

24時間いつでも相談を受け付けています。
人目を気にせずご利用いただけます。

利用内容

上のURLへアクセスし、**専用ダイヤルの電話番号下6ケタ**をパスワードとしてログインします。ご相談を受け付け後、3営業日以内にお返事が届きます。Webカウンセリングの訓練を受けた臨床心理士が回答します。

こころに負担を感じたら、
まずお電話を！

音声ガイドに従ってご希望のサービス番号をプッシュしてください。

サービス番号は裏面へ

※プッシュ回線でない方は、サービス番号の前に*印ボタンを押してください。
黒電話などの場合は最後に各サービスの直通電話番号をお知らせしますので、おかけ直しください。

全国歯科医師国民健康保険組合

プライバシー保護の観点から外部へ委託しています。個人の相談の有無・内容等が当国保組合や会社に伝わることはありません（個人を特定できない統計的な月次データで報告されます）。

メンタルヘルスカウンセリング

サービス番号

2 面接カウンセリング

（オンライン面接のご利用も可能です）

全国主要都市のカウンセリングルームで、「公認心理師・臨床心理士」の資格を有するカウンセラーが対応します。

予約受付　月～土曜日（日曜・祝日、年末年始は休み）10時～20時

まずお電話で面接の予約をおとりください（年度中、対面とオンライン合わせて1人5回まで無料/6回目から有料）。

※オンライン面接をご希望の方は、「オンライン面接希望」とお伝えください。



オンライン面接カウンセリング

ビデオ会議ツール「Zoom」「Teams」等を利用したオンラインでのカウンセリングです。サービス番号2の窓口でオンライン面接ご利用のご希望をお伝えください。
ご継続中の面接でオンライン面接をご利用いただくことも可能です。

※一部のカウンセリングルームでは対応不可の場合があります。



サービス番号

3 電話カウンセリング

気軽に使える、お電話でのカウンセリングです。

受付時間　月～土曜日（日曜・祝日、年末年始は休み）10時～22時

1回20分程度が目安ですが、20分で終わらないときや面接を受けたくなったときは、面接に移行できます（要・面接予約）。



サービス番号

4 電話カウンセリングで混雑を避けたいときは、翌日以降の予約もできます

予約受付　月～土曜日（日曜・祝日、年末年始は休み）10時～18時

※サービスご利用にあたっては、予約受付時にご契約団体名を伺いますので、ご回答ください。



免責事項

本サービスは利用される方に適切な医療・健康関連情報を提供すること、および適切なメンタルヘルスカウンセリングを提供しメンタルヘルスの改善に役立てていただくことが目的であり、当国保組合および当国保組合が本サービスを委託した株式会社法研、株式会社東京カウンセリングセンター、同社が提携するカウンセリング施設（以上を総称して「サービス関係者」という）は、その目的を達成するために誠心誠意努力します。しかしながら、その目的が達成できなかった場合でも、サービス関係者はいかなる責任も負いません。また、本サービスは医師法等関連法令が規定する診察・治療や医薬品の提供は一切行いません。以上をご理解いただいた上でご利用ください。

全国歯科医師国民健康保険組合 加入者のみなさんへ

選べる禁煙プログラム！



あなたは
どちらに
「チャレンジ」
しますか？



オンライン禁煙プログラム

喫煙歴が長い、1日20本以上吸っているので、実績のあるプログラムで定期的に医師とコミュニケーションをとって治療したい方

禁煙サポートライト版

「禁煙したいけど、完全に禁煙するのはちょっと・・」とオンライン禁煙プログラムへ参加をためらう、
禁煙チャレンジの第一歩として体験したい方

こんな方におすすめ

ツール

オンライン面談システム
D-CUBE

メルマガとチャットでサポート

特徴

チャンピックス流通再開!!
医師によるオンライン診療
禁煙成功率86.6%
※治療終了後 1ヶ月時点、n=2407

1週間分のニコチネルパッチまたは
2週間分のニコレットを使って
吸わない生活を体験

オンライン禁煙プログラムの流れ・特徴



外来の待ち時間を解消

通院の手間を解消

診察後に禁煙補助薬を配送

※お申し込み後、委託先（株式会社リンケージ）から送付される「案内メール」にそってオンライン診察の予約をお願いします。

支援	医師による診療	期間	2ヶ月+フォロー10ヶ月

禁煙サポートライト版の流れ・特徴

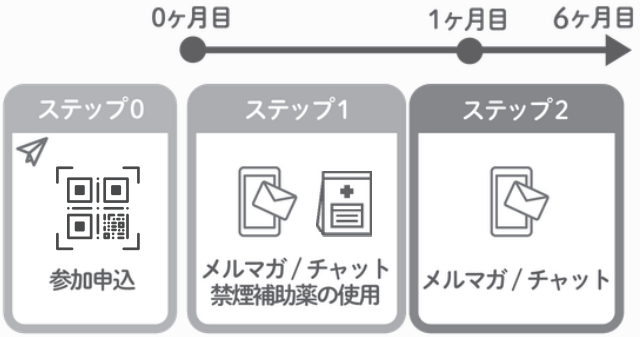

メルマガとチャットでサポート

数日分の市販薬を配送

Step1.禁煙補助薬（パッチorガム）の服用＆サポートメール（10日間）



※ニコレットは2週間分(48個)
パッチは 1 週間分(7枚)が配送されます。

Step2.リンケージサポートデスクによる継続サポート（6ヶ月間）



禁煙体験後も月1回フォローメールを配信。
チャット相談は随時可能。

通院や面談なし / チャットで相談 / 禁煙パッチ・ガムは郵送

支援	メルマガによる支援	期間	10日+フォロー6ヶ月

処方薬希望

オンライン禁煙プログラム

募集期間

2026年4月1日（水）～
2027年3月31日（水）

参加費用

無料

どちらかをお選びください！

ニコレットまたはニコチネルパッチ希望

ノンスモ禁煙・パッチde禁煙サポートプログラム

ノンスモ禁煙：ガム(ニコレット)　2週間分
または、
パッチde禁煙：パッチ(ニコチネルパッチ)　1週間分

【お問い合わせ先】 株式会社リンケージ　サポートデスク　TEL：0120-33-8916 メール：sd@linkage-inc.co.jp
【事業に関する問い合わせ】 全国歯科医師国民健康保険組合　TEL：03-3336-8818 メール：zensikokuho@zensikokuho.or.jp

豪雨により被害を受けられた皆さまへ

このたびの豪雨により被害を受けられた被保険者ならびにご家族の皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。被災された被保険者の皆さまにおかれましては、以下の特例措置等がございます。

●医療機関での受診について（資格確認書の紛失・消失）

災害により資格確認書（またはマイナンバーカード）が紛失等で手元にない場合でも、医療機関等の窓口で、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、住所、当組合名をお申し出いただくことで、受診が可能です。

●保険料の免除について

災害により家屋、診療所（勤務先を含む）に損害を受けられた方に対し、災害の程度に応じて保険料の免除の制度がございます。

減免の基準

（1）全壊、流出若しくは全焼　3ヵ月間
（2）半壊若しくは半焼　　2ヵ月間
（3）部分壊若しくは部分焼　1ヵ月間
（4）床上浸水 30 センチメートル以上　2ヵ月間
（5）床上浸水 30 センチメートル未満　1ヵ月間

◎申請に必要な書類

①国民健康保険料免除申請書　（右ページ）（全国歯科医師国民健康保険組合の HP からのダウンロード可能）
②公的機関が発行する罹災証明書

●一部負担金（医療機関窓口での支払い）の免除・猶予について

医療機関などで診療を受ける際に、医療機関等の窓口で、次の１～５のいずれかに該当する旨を申告すれば、窓口での支払いは不要です。また組合に申請いただければ、「一部負担金免除証明書」を発行します。

（1）住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
　※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口頭申告で構いません。
（2）主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
（3）主たる生計維持者の行方が不明である旨
（4）主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
（5）主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

◎「一部負担金免除証明書」発行のための申請に必要な書類

①国民健康保険一部負担金等免除申請書（全国歯科医師国民健康保険組合の HP からのダウンロード可能）
②公的機関が発行する罹災証明書

※保険料免除の申請が既にお済みの方、保険料の免除申請と同時に申請される方は不要です。

【すでに医療機関窓口で一部負担金のお支払いをされている方について】

一部負担金の免除の対象となる方が、既に病院や薬局の窓口で一部負担金のお支払いをされている場合は、お支払いただいた一部負担金の還付を行っております。

※病院や薬局で支払った額のうち、還付の対象となるのは一部負担金、訪問看護療養費にかかる一部負担金相当額です。差額ベット代など、保険外の費用は還付の対象となりません。なお、入院時の食費、居住費、柔道整復、あんま・マッサージやはり灸などはお支払いいただく必要があり、還付の対象となりません。

◎申請に必要な書類（申請書は全国歯科医師国民健康保険組合の HP からのダウンロード可能）

①国民健康保険療養費支給申請書
②国民健康保険一部負担金等還付申請書
③領収書

（様式５号）

国民健康保険料免除申請書

（太字内を記載・該当字句に〇印をすること）

記号・番号	全歯	生年月日	昭和・平成 令和　　年　　月　　日
組合員 氏名		性別	男　・　女

保険料 免除期間	1.　全　壊　　３ヵ月 2.　半　壊・半　焼・床上浸水30cm以上　　２ヵ月 3.　部分壊・部分焼・床上浸水30cm未満　　１ヵ月
免除保険料額	免除申請後にお渡しする保険料賦課額通知書等でご確認ください。

【免除の理由】※公的機関が発行する罹災証明書の提出が必須です

【１種組合員の免除申請の場合は下記をご記入ください】

被災箇所　1.自宅　2.診療所　3.その他（　　）
２・３種組合員（従業員）の加入者（　　名※）
※ 加入者がいる場合は、下記に氏名を記載ください

上記のとおり規約第26・27条の適用を頂きたく申請します。

令和　　年　　月　　日

（１種組合員 事業主）	組合員 氏名		電話番号	
	住所	〒		

全国歯科医師国民健康保険組合理事長　殿

理事長	専務理事	事務局長	係

本部受理
受付印

支部長	支部常務	係

支部受理
受付印

※組合が業務上知り得た個人情報は、組合業務の目的以外に使用することはありません。

今までも。これからも。



ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に製造販売される、
新薬と同一の有効成分を同一量含み、効き目が同等な医薬品のことです。

その先には、ひろがる笑顔。

安心・信頼
Anshin　Shinrai

国の厳しい審査をクリア
ジェネリック医薬品は、国の厳しい審査をクリアしたものだけが承認されています。有効性や安全性、品質も新薬と同等です。

低価格で個人負担が軽くなる
新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるので、低価格です。医療の質を落とすことなく、経済的負担が軽くなります。

未来
Mirai

医療費を有効活用
個人負担の軽減だけでなく日本全体の医療費の効率化が可能です。その医療費は新技術や新薬の導入に活用できます。

医療保険制度を次の世代に引き継ぐ
少子高齢化が急速に進む中、現在の優れた医療保険制度を維持し、子どもたちや次の世代に引き継いでいくことに貢献します。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

ジェネリック医薬品に関する情報は
厚生労働省 ジェネリック　検索

厚生労働省

ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に製造販売される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、同一の効能・効果(※)を持つ医薬品のことです。

(※)新薬が効能追加を行っている場合など、異なる場合があります。

さまざまな病気・症状に対応

高血圧や糖尿病のほか、さまざまな病気や症状に対するお薬が揃い、カプセル・錠剤・点眼剤など形態も多彩。新しい技術で、味や飲み易さ、使用感が改良されたものもあります。

(※)すべてのお薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。

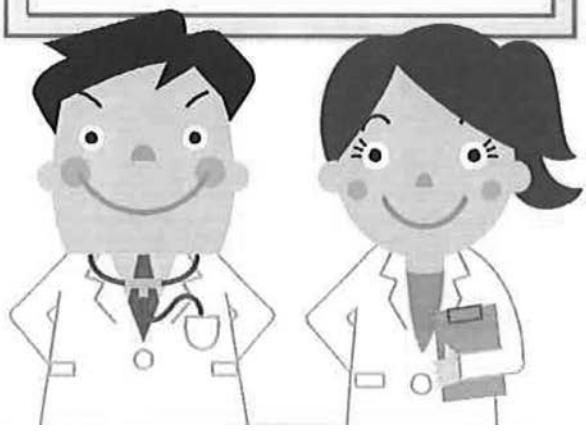

ジェネリック医薬品は
医療用医薬品です。
希望される場合は、
医師・薬剤師にご相談ください。



ジェネリック医薬品に関するお問い合せ先

厚生労働省
☎ 03-5253-1111

独立行政法人
医薬品医療機器総合機構(PMDA／くすり相談窓口)
☎ 03-3506-9457

公益社団法人日本薬剤師会(くすり相談窓口)
☎ 03-3353-2251

日本ジェネリック製薬協会
☎ 03-3279-1890

一般社団法人日本保険薬局協会
☎ 03-3243-1075

一般社団法人日本ジェネリック医薬品・バイオシミラー学会
☎ 03-3438-1073

NPO法人ジェネリック医薬品協議会
☎ 0557-52-4886

●ジェネリック医薬品に関する情報は
厚生労働省 厚生労働省 ジェネリック 検索

お薬を使うすべての方に知ってほしい制度です。
医薬品副作用被害救済制度

医薬品は正しく使っていても、副作用の発生を防げない場合があります。
そこで、医薬品（病院・診療所で処方されたものの他、薬局等で購入したものも含みます。）を適正に使用したにもかかわらず、その副作用により入院治療が必要になるほどの重篤な健康被害が生じた場合に、医療費や年金などの給付を行う公的な制度が、医薬品副作用被害救済制度です。

●この制度に関する情報は
PMDA 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
副作用 救済 または PMDA 検索

2022.3

令和8年春の叙勲受章



旭日小綬章

富山県支部（本部監事）

山崎（やまざき）　安仁（やすひと）先生（昭和24年10月5日生）

【略　歴】

●日本歯科医師会関係

平成27年 6月19日～平成29年 6月16日	理事
平成29年 7月 1日～令和 7年 6月30日	代議員

●県歯科医師会関係

平成 3年 4月 1日～平成13年 4月23日	理事
平成13年 4月24日～平成21年 3月31日	専務理事
平成21年 4月 1日～平成27年 6月23日	副会長
平成27年 6月23日～令和 7年 6月19日	会長

●全国歯科医師国民健康保険組合関係（本部）

平成14年 4月 1日～平成27年 7月31日	組合会議員
平成27年 8月 1日～令和 7年 7月31日	理事
令和 7年 8月 1日～現　　在	監事

●全国歯科医師国民健康保険組合関係（富山県支部）

平成13年 6月 8日～平成21年 3月31日	支部常務理事
平成21年 4月 1日～平成27年 7月31日	副支部長
平成27年 8月 1日～令和 7年 7月31日	支部長

【受章種別】　旭日小綬章

【功労種別】　保健衛生功労

【表 彰 歴】

平成17年 6月 9日	富山県学校保健会表彰
平成24年10月20日	全国歯科医師国民健康保険組合連合会理事長表彰
平成24年12月 8日	一般社団法人富山県歯科医師会長表彰（功労会員）
平成25年 9月12日	公益社団法人日本歯科医師会長表彰（創立110周年記念表彰）
平成25年12月 1日	一般社団法人富山県歯科医師会長表彰（創立100周年記念表彰）
平成25年12月 1日	富山県知事表彰（厚生部門功労）
平成29年 7月23日	全国歯科医師国民健康保険組合表彰
平成31年 3月15日	日本歯科医師会会員有功章
令和元年11月 2日	厚生労働大臣表彰（歯科保健事業功労）
令和 6年11月 5日	富山市表彰（教育文化功労）
令和 7年 7月27日	全国歯科医師国民健康保険組合表彰
令和 8年 4月12日	第93回自由民主党大会総裁表彰
令和 8年 4月29日	旭日小綬章

発　行　所　全国歯科医師国民健康保険組合　栃木県宇都宮市一の沢 2-2-5
東京事務所　東京都杉並区高円寺北 2-24-2　03-3336-8818
発　行　人　三塚　憲二

全国歯科医師国民健康保険組合ホームページ
https://www.zensikokuho.or.jp
ぜひご利用ください！
組合員専用ページのパスワード「648077」

組 合 報 No99 2026年9月号